

平成20年第6回那須烏山市議会定例会（第1日）

平成20年9月2日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 5時30分

◎出席議員（19名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
12番	大野曄君	13番	平山進君
14番	水上正治君	15番	小森幸雄君
16番	平塚英教君	17番	中山五男君
18番	樋山隆四郎君	19番	滝田志孝君
20番	高田悦男君		

◎欠席議員（1名）

11番 五味渕親勇君

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
副市長	石川英雄君
教育長	池澤進君
会計管理者兼会計課長	斎藤雅男君
参事兼福祉事務所長	零正俊君
参事兼都市建設課長	池尻昭一君
総合政策課長	国井豊君
総務課長	木村喜一君
税務課長	高野悟君
市民課長	鈴木敏造君
健康福祉課長	斎藤照雄君
こども課長	堀江久雄君

農政課長	中山博君
商工観光課長	平山孝夫君
環境課長	両方恒雄君
上下水道課長	荻野目茂君
学校教育課長	駒場不二夫君
生涯学習課長	鈴木傑君
代表監査委員	岡敏夫君

◎事務局職員出席者

事務局長	田中順一
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第13号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第14号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 8 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 9 号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第10号 那須烏山市公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第11号 那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第12号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第17号 野上小学校改修工事請負契約の締結について（市長提出）
- 日程 第13 議案第18号 字の区域の変更について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 1 号 平成20年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 2 号 平成20年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第16 議案第 3 号 平成20年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第17 議案第 4 号 平成20年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）

日程 第18 議案第 5号 平成20年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）

日程 第19 議案第 6号 平成20年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）

日程 第20 議案第 7号 平成20年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について（市長提出）

日程 第21 議案第15号 那須烏山市決算の認定について（市長提出）

日程 第22 議案第16号 那須烏山市水道事業決算の認定について（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（水上正治君） 改めておはようございます。ただいま出席している議員は19名です。11番五味渕親勇議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、平成20年第6回那須烏山市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長並びに代表監査委員の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る8月26日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

◎市長あいさつ

○議長（水上正治君） ここで、市長のあいさつとあわせて行政報告を求めます。
市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄君） おはようございます。ごあいさつを申し上げます。

平成20年第6回那須烏山市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位にありましては、残暑厳しき折、ご多用のところ、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、福田首相が昨晚辞意を突然表明いたしました。突然のことで驚いております。国も大変なことは理解をできますが、地方はさらに厳しい状況下であり、さらに課題が山積をいたしております。地方重視政権を速やかに構築してほしいと期待をするところでございます。

さて、いよいよ今期、秋の稲刈りの時期を迎えておりますが、作柄はおおむね平年並みか良というところでございますが、昨今の不順な天候が大変気にかかるころではございます。一方、本年は全国各地で異常気象や局所的豪雨などの災害発生が報じられております。本市にありましても、被害が若干報告されておりますので、まとも次第ご報告をさせていただきたいと思っております。ちょうど10年前、那須水害が発生をして、本市にありましても那珂川の増水により大きな被害をこうむったわけでございます。水害を機に県と市、町は防災計画の見直しや防災ネットワークの整備を進めてまいりました。国が定める洪水の危険性が高い浸水想定区域に那珂川も含まれておりまして、来年度を目標に洪水ハザードマップの作成を行う予定となっております。

災害は忘れたころにやってくると申しますが、6月12日には烏山公民館におきまして、防災とまちづくりをテーマに、新潟県中越地震の体験者の話をもとに座談会が開かれまして、地域の連帯や危機管理の重要性の認識を新たにしたところであります。

私は、水害ばかりでなく、地震や火災などいろいろな災害に対応できるよう日ごろからの訓練が大切だと考えておりますので、職員の危機管理体制についても総務課の危機管理担当を中心に非常時の体制を整備し、今月中には非常招集訓練などを行ってまいりたいと考えております。

本市の夏の大きな行事であります山あげ祭、いかんべ祭、両お祭りも実行委員の皆さんを初め、多くのボランティアの皆さんに支えられまして、一部天候不順のところもございましたが、盛会裏に終えたことはまことにありがたく、ご同慶の至りの心境であります。関係各位の皆様には感謝と慰労の言葉を申し上げたいと存じます。

さて、本年5月に地方分権推進委員会による第一次勧告が出されまして、続きまして8月1日には国の出先機関に関する中間報告が出されております。第一次勧告の中では、都道府県から市町村への大幅な権限移譲が示されたわけでございますが、本市では第二期地方分権改革にかかわる事務推進方針を作成し、本年度は地方分権改革に対応する事務分掌のあり方に関する調査研究、勧告の実現を前提とした本市等への影響に関する調査研究、第一次勧告等を踏まえた栃木県及び県内市町の対応方向に関する調査研究を進めることといたしました。

過日、庁内全課局に対しまして権限を移譲するとされた全事務事業に対し、移譲されるにあたっての問題点、要望等の調査を実施をいたし、その結果をとりまとめたところであります。その内容は精査中でございますが、権限を受けるにあたり現時点、現体制では対応困難との回答項目が半数を超えております。

8月28日開催の栃木県政策懇談会において、本市提案により発足した県と11市町で構成する地方分権改革検討委員会においても、私もその1委員として参画をしつつ、今後、県と市町が一体となって第二次地方分権改革への対応を協議をしていくこととなったわけでございます。県、市町が連携協調し対応していくべきとの認識を深くいたしました次第であります。地方分権は権限移譲に見合った財源移譲と、人材の活用が極めて重要でございますので、この地方分権改革検討委員会において、他市町と連携をとりながら、市といたしましても先んじた調査研究などに取り組んでまいりたいと考えております。

この分権問題は、自治立法権の観点などから議会のあり方にも大きくかかわってくるようになりますので、議員各位にありましてさらなるご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今期定例会は報告案件2件であります。さらに議案といたしまして補正予算案件7件、

条例の一部改正5件、人事案件2件、決算認定案件2件、工事請負契約案件1件、字の区域変更案件1件、計18議案を上程させていただきます。慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。今期定例会開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（水上正治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（水上正治君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

15番 小森幸雄議員

16番 平塚英教議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（水上正治君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり本日から9月12日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から11日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力願います。

◎日程第3 報告第1号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長（水上正治君） 日程第3 報告第1号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出についてを議題とします。なお、議案書等の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき議長が必要と認めた場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました報告第1号につきまして、提案理由の説

明を申し上げます。

那須烏山市農業公社は平成7年7月に設立をされ、以来平成19年度で13年が経過いたしております。事業内容は、農作業の受委託、無人ヘリによる農薬散布等であり、最近では菜種から油を搾り学校給食へ安全な食材を提供するなど多岐にわたっております。しかしながら、財政状況は極めて厳しく危機的状況にあると言わざるを得ません。

農業を取り巻く環境は就業農業者の高齢化、過疎化等によりこれまた厳しく、それらを反映し、その受け皿としての農業公社への期待は少なくないものもあることも事実であります。ここに地方自治法の規定に基づき平成19年度の決算状況が提出をされましたので、この報告をするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせたいと思いますので、慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） ただいまご提案がございました農業公社の経営状況について補足説明を申し上げます。まず、その前に急遽資料の差しかえをいたしましたことをおわび申し上げます。

それでは、事業報告書を開いていただきまして、ページを追って説明させていただきます。まず、1ページでございますが、農地保有合理化事業でございますが、農地の貸し借り、利用権の設定、所有権の移転、あわせて226件、面積で103.48ヘクタールでございました。

2ページになりますが、稲作関係です。耕起から代かき、刈り取りまで延べ34.7ヘクタール、大豆への無人ヘリによる農薬散布が81.9ヘクタールでございました。

3ページでございますが、同じく無人ヘリでございますが、航空散布です。水稻、麦、そして大豆を含めまして旧烏山町676.6ヘクタール、旧南那須町922.2ヘクタールということで計1,598.8ヘクタールの実施となっております。約1,600ヘクタールということになります。それからまた、JR沿線を主に10カ所に5ヘクタールの花公園を実施いたしましたところがございます。そのうち菜の花については4.3ヘクタールでございました。

4ページになりまして、市民ふれあい農園の管理、いちご園、パン工房の管理運営に努めてきたところがございます。

続きまして、平成19年度の収支の状況であります、6ページでございます。事業活動の収入総額は6,997万8,646円であります。支出の総額は7,724万4,654円となっております。収入と支出の差は727万円と大幅なマイナスとなっております。ここに特定資産の取得、退職積立金ですが、28万8,000円、さらに無人ヘリ導入の際の借入金の返済56万円、それと平成18年からの繰越赤字が220万2,312円ございます。これを加え

ますと、平成19年度の実績赤字は1,000万円を超える大幅なものとなってしまいます。このため、これを補てんする措置として、1,216万円の借り入れを実施したところがございます。その差し引きということで、184万3,860円の残としたものであります。ただいま申し上げましたように、この借り入れ金1,200万円を超える決算となり、極めて憂慮する内容となっております。

8ページ、9ページにつきましては、正味財産計算書でございます。今期末の正味財産は2,873万3,512円となっております。この財産につきましては、12ページにも記載されておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

11ページでございますが、貸借対照表となっております。こちらのほうもお目通しをいただきたいと思っております。

ここで1点説明させていただきますが、公社の収入、支出につきましては大変ご心配をかけているところがございます。平成19年度の収入、支出につきまして、農政課におきまして5月19日から翌20日にかけて、いつ、どういう収入があつて、それは何に使われたのか。どういう支出であつたのかということで1件ごとに領収書類を洗い出して1枚ごとに確認しております。誤り、不正は確認できませんでした。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許しますが、去る26日の全員協議会において内容の説明を受け、質疑を行ったことから、時間の関係もありますので、できるだけ重複は避けていただきたいと思っております。では、許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 8月26日の市議会の全員協議会でもある程度中身についての報告があつたわけでありまして。その中で、要約しますと、無人ヘリによる航空散布や受委託農業の事業部門については黒字である。問題なのは観光いちご園とパン工房が赤字になっている。それぞれ平成19年度分の赤字並びに平成20年度前期も含めると、累積で1,200万円の赤字だというような説明だったかと思うんですけども、これからどうするのかというような中での今の説明にもありましたように、5月19日から数日間の確認調査を行った後に、理事会等でもいろいろと論議がされまして対応策というものが出されました。その中で、1つとして観光いちご園並びにパン工房は撤退をする。そして人件費の圧縮とか経費の節減とかオペレーターの賃金の引き下げとか、受委託農業をさらに広げるとか、こういうような解決策が出されたというふうに聞いたわけでありまして。

それで、この赤字部門である観光いちご園並びにパン工房については撤退をするということ

でございますが、お話を聞きしましたところ、指定管理か何かで他の事業所に委託をして今後も引き続きやるんだというようなお話を伺ったというふうに記憶しているんですが、農業公社の負担からは離れるかとは思いますが、その委託の方法ですね。それについては施設そのものは貸すということはわかるんですが、赤字が出たような場合には受益者負担で赤字が出ないように進めてもらいたいというのが、市議員の皆さんの率直な意見だろうというふうに私も思うんですが、その辺、どのような条件を付して今後委託指定管理を考えているのか。今後の進め方についてご説明をいただければと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） それではお答え申し上げます。この前の全員協議会でもお話がございましたように、観光いちご園、パン工房につきましては農業公社がこれまで指定管理を受けていたわけでありましたが、農業公社の経営管理上、どうしても黒字には転じられないということで農業公社は撤退したいということでございます。

その原因と申しますのは、この前もお話し申しましたように、今の一般のイチゴ農家を考えますと、収量が半分程度しかないということでございますので、したがって、その経営の問題、イチゴの生産について、これに問題があるのではないかと。それから、人件費につきましても、一般のイチゴ農家に比べますとかけ過ぎではないかと。そんなふうに感じているわけでございます。

したがって、農業公社の体制としては、それらの改善がならないということでございますので、農業公社から撤退してこれは違う方をお願いしたいと模索しているところでございます。なおこれらにつきましては、農協のイチゴ部会等もございまして、農協等とも相談しながらよりよいイチゴ農家生産で赤字から少なくともとんとんになるように、また一般のイチゴ農家と同等のイチゴ生産ができるよう、模索しながら今後そういった委託ができる指定管理者制度をもっていきたい。これから十分それらを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 繰り返しになるんですが、とんとんとか赤字が出ないようにとかいうのはわかるんですが、問題は経営について税金で補てんをしたり、そういうことはしない。頼むのであれば施設そのものは貸すけれども、独立採算でやってもらうということでこっちは考えていいんですかね。そのことだけ確認しておきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 施設を貸してこちらから施設の使用料をいただくというのが本来であろうと思っております。ただ、観光いちご園、パン工房につきましては、旧南那須時代

におきまして県の補助事業を導入したという経緯もございまして、観光いちご園のやり方と、今の観光だけで客待ちということになりますと、これはどうしても採算はとれないのかなど。そんな部分も含めてそういった運営の仕方、それから補助事業を導入した主旨等勘案しながら、その管理委託料については今後十分検討してまいりたいと思っております。

できれば、私個人の意見になろうかと思いますが、使用料を払っていただいて、その中で黒字経営になるのが本来ではないかと思っておりますので、十分他のイチゴ農家といったものを参考にしながら今後の委託分については検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 2点ほど質問させていただきたいんですが、まず1点、指定管理者制度、まだ始まって間もない話の中で、これは受ける側、委託する側、きちんとした話をし、て予算組みをしてやっていけるという条件のもとに指定管理者制度をつくっていると思うんです。

その中で、やめますよというのはいいとしても、ちょっと早過ぎるのではないか。その辺の問題点、何がそういう問題があったのか。また、委託した中でどこら辺のところがまずかったのか。また、責任の話まではいかなくても、どういう考えを今持っているのか。その点をお伺いいたします。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 原因と申しますが、今、常駐しております1名と、パートさんを常時4、5名をおいて観光いちご園を運営しているわけでございますが、先ほど申しましたように、本来ですと一般のイチゴ農家であれば1反歩当たり500万円程度の収入があると思っております。したがって、それが今1反歩250万円程度しかないということでございますので、絶対的に収量がないというのがまず第1の原因だろうと思っております。

なお、観光いちご園でありますので、適切な時期に出荷ができて売れるときに、お客さんが来なければ当然そのイチゴが腐ってしまうということでございますが、町の観光いちご園のほかに、そういったときにはそのイチゴが腐る前に積極的に販売するような努力も足りなかったのかなというふうに感じてございます。

また一方、常駐している職員がおりますが、そのほかにパートさん、シルバー人材センターから常時4、5名をお雇いしているわけでございますが、そういう中で、大変失礼かもしれませんが、一人前の仕事ができただろうか。そういう点も疑問だろうと思っております。人の雇い方も問題があったのかなと思っております。これは農業公社が十分反省するわけでございますが、指定管理を受けるときにはそういったものを改善しながらできるということで指定

管理の申し込みをして、またその指定管理をお願いしたところでございますが、これまでの累積を含めて立ち行かなくなったというのが現状です。これは農業公社について反省しなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 執行部側でそういう反省をしている中で余り突っ込んでいかなものかと思っておりますが、やはり最初に始まる時に、指定管理者も自分たちのこういうふうによればこうなんですよ、最終的には黒字になるんですよというのが出てきていると思うんですね。独立独歩、自分たちでやることには問題ありません。そういう中で委託してやってもらっていると思うんですが、やはりこれは委託するほうもある部分は責任があるわけですから、もっと精査をして、余り短期間のうちにだめだからどうするという話はちょっと一般的に余りみんなの理解を得られないのではないかと。これは1つ思っています。

そういう中で、今後そういうことがないようにするということなものですから、ぜひともそのようにしてもらいたいんですが、私も勉強不足で大変申しわけないんですが、イチゴを買いにいったりしますと、小さな粒は売らないよと。何でかという、規格に合っていないのは売らないんだ。どうするんですかという、これは捨てるんです。いや、ジャムにしたいんだ。それもだめですと。そういうのが規約にあるのかどうかわかりませんが、一般的に言いますと、そういうことは普通ないと思っておりますが、今後そういう指導をどうするのか。

そして、副市長が言われたように、むだにならないような形で生産性を上げるというのは、そういうことをしていると生産性は当然落ちてしまうわけですから、もっと食欲に自分たちのものは自分たちでやっていくというようなものをきちんとやっていかないと、いろいろな点でこれから指定管理者をやるとなると、前例の1つになってしまうわけです。だめならやめればいいんだと。大変失礼な話ですけども、そうならないような形でやってもらいたいと思うんですが、その辺の意見はどうでしょうか。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） まさに今、滝田議員がおっしゃるとおりだろうと思っております。今の農業公社でやってきた観光いちご園の運営体制は、農業公社にプロパー職員が3人いるわけでございます。1人は農協からの派遣職員でございますが、そのほかにいちご園の部門に常時1名おまして、それと、先ほど申しましたようにシルバーのほうのパートさん4、5名で運営しているということで、受けた農業公社のプロパー、局長以下職員といちご園を実際にやっている方の意思疎通ができていなかったのがまずそこにも原因があるかと思っております。

当然滝田議員も経済に携わっていることだと思いますので、そういったむだのないような

ちご園を経営するのは、ほかのイチゴ農家がそれをやっているわけでありますが、やはり農業公社で雇われてやっていたというのが、そこに甘さがある。自分のものにならないからという甘さがあったのだらうと思います。

本来であれば、当然管理委託をお願いするときに、この分で最低これだけ運営するのにこれだけ管理委託料をお払いします。あとは自分の経営努力で収益が上がってもうかった部分は皆さんのものになりますよというのも、こういった考え方で指定管理者制度を導入するわけでございますから、今後そういった経営手腕のある方、また努力する方を今後選定しなければならない。これは反省であります。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 最後ですが、パン工房も同じようなところがあるようであります。それは私どもよりは執行部のほうがよくわかっていると思うんですが、どうぞ今回指定管理者制度でもう1回やり直すということであれば、特に一般の商売も今大変なんです、農業関係はなかなか利益が出る部門ではないと思っているのは、だれもがある部分感じているところなんです、せめて赤字にならないような形でよく試算をして、執行部としてもきちんとした形で指定管理者の契約を結んでいただきたいと希望して終わります。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 十分肝に銘じまして今後の指定管理者制度につきましては、そういったものの、また申し込みをいただいて選定にあたっては、十分そういうことを考慮しながら指定してまいりたいと思っております。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（水上正治君） 15番小森幸雄君。

○15番（小森幸雄君） 先月26日、全員協議会の中でいろいろ農業公社につきましてはご質問があったわけでありまして、その中で私は気がついたんですが、財産の管理の方法、基本財産の3,000万円の管理、これを定期にしておけば、一部定期ですよ。もう一つは普通預金でありますから、いつでも自由にとということになると思います。これをなぜ定期にして基本財産はきちっと管理ができなかったのか。まずこれが1点。

全員協議会の中で市長は責任を感じている関係から、処分の話がちょっと出たような気がしますが、その処分はどういう形で今進めているのか。この経緯について、あるいはこれからの方針について、もしお示しができればお願いいたしたいと思えます。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 後段の部分の人事に関する件については私のほうからお答えいたしますが、私が農業公社の理事長を務めております。そのようなことから、各理事に諮問する形で綱紀委員会を設置させていただきました。その中で綱紀委員会の代表理事が数人だったと思

いますけれども、諮問をいただきまして、処分等の結果が出ております。そのようなことから既に職員等については処分をいたしております。またさらに、理事長以下の処分についても今、理事会で検討するというような形になっております。したがって、今後はそのような理事会の理事の中でそのような検討をさせていただくことになろうかと思っております。

またさらに、今後のさきの事務のあり方についても、抜本的にゼロから再スタートする考え方を基本的に私は持っております。そのような形で理事長の座をこれからそのような方に譲りながら、ゼロからスタートする。そのような段になりましたら、私は理事長を辞したいと考えております。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） ただいまの小森議員の中で、基本財産の件がございました。これは基本財産を創設時では3,000万円が定期預金でございました。そのうち、ペイオフということが平成14年にございまして、定期預金の1,000万円を超えるものは保証されないという金融機関の話がございまして、その時点で2,000万円を普通預金に移しかえたという経過でございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 15番小森幸雄君。

○15番（小森幸雄君） 基本財産のペイオフ関係はわかりますが、現時点にあの騒ぎからそういうふうにはならなかったんですね。現になっていませんね。でありますから、やはりその辺もこれから出資金とか基本財産についてはきちっと管理したほうがよろしいのではなからうかと思っております。

また、処分の話であります。経営改善計画がきちり示されて、さあ、これからゼロからスタートだという矢先に、寄附行為には処分とか定款にあるようでありまして、これらを余り進めると、やはり人間ですから処分されたのとされないのでは、その働きがいといいますか、いろいろな面に影響が出ないのかと心配しておりますから、最も軽い処罰で経営にあたる職員については気を入れかえて農業公社の再構築に全力を傾けられるような指導といいますか体質にすべきだろう。

したがって、理事長以下の処分についても、それは理事長はトップでありますからすべてを管理しなくてはならないという部分はありますが、大体その経営体はその局長あるいはそれにゆだねている部分もありますが、管理監督不行き届きという部分については多少は責任はあるかもしれませんが、やはりこれらについても処分したからと言って、支出したお金については戻ってきませんから、やはり経営改善計画に沿って全力でやっていただけるような形にすれば、よろしいのかなと思っております。

これで、私の質問は終わります。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今の小森議員のご指摘についてはまさに同感でありまして、弁解の余地は一切ないと思います。そのような形で私はこの綱紀委員会をつくっていただいて諮問をさせていただきましたけれども、その辺のところはやはり理事さんも十分理解をしていただいているようでございまして、温情のある処分ということになりましたこともご報告申し上げます。

そして、過日、農業公社職員、これからの経営状況の改善、そして何と言ってもこの半年間、県との協議もつぶさにやってまいりました。そのようなことから、強い指導もいただいたといった経緯もございしますが、那須烏山市の農業公社として今後職員も一丸となってゼロからスタートをする。そのようなことで基金も積み増しをするんだ、もとに戻すんだという意気込みでやってきておりますので、そのようなことからぜひご理解をいただきたいということで、激励の処分であるにご理解いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） ただいまのご質問の中で、公社の寄附行為、定款でございしますが、その中に資産の管理というものがございまして、一部読み上げますと、国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならないと表現されております。現在は証書は農政課のほうで預かっております。

以上でございします。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 私もこの前の全員協議会で大体聞いておりますので、そのときに聞けなかったことについてお聞きしたいと思います。

では、藤田のふれあい交流体験館、あれは結局はパン工房といちご園のための施設であったわけです。それができたのがたしか4、5年前だと思うんですが、ここに来て、指定管理から外れるということでございます。では、何のためのふれあい体験館だったのか。私はこのパンについては、従来からいかながなものかという指摘をしていたわけでありまして。このふれあい体験館の今までの建ってからの経過、市の財源を投入してやってきて、ここで指定管理から外しますということですね。

これは本当にトカゲのしっぽ切りと同じなのではないのか。いろいろやってきて赤字だった。やっている方の責任もあるかと思えます。しかし、それを私が少なくとも指摘していたわけですよ。その辺の部分について、このふれあい体験館というのはどういう意味がこれまでにあったのか。また、今後どういう意味でやっていくのか。その辺のところを市長に1点伺いたい。

それからもう一つは、指定管理の方法なのですが、これは昨年の11月に指定管理の公募をしたわけです。ことしの4月1日から向こう5年間ということで農業公社以外にいろいろなところを指定管理者にしているというわけでございます。

ここの部分で一番私が以前にも問題にしたことは、指定管理のプロポーザルという問題です。これをだれが書いているのか。私が聞くところによると、パン工房の責任者もいちご園の方もこのプロポーザルには一切かかわっていない。指定管理のそういうプロポーザルをつくる部分には何の質問も受けていないし、意向も聞かれていないし、そういう中で知らない中でつくられている。これはだれがつくっているのかという問題です。

それで、ことしの4月から向こう5年間の契約で受けて、半年半ばで投げちゃう。これは私は以前から指摘しているように、農業公社だけの問題ではありません。前から私はそういう指摘をしているわけでありまして。この指定管理のあり方、またこれからも今月から指定管理の公募をしていくようでございますけれども、この辺の選定の仕方、それからこの指定管理に対する行政の取り組み方、これをやはり改めていただかないと、また同じようなことがほかの団体で、ほかの施設で起きるのではないかというような懸念を持っているわけでありまして。

もう一つは、農業公社、いちご園とパン工房を切り捨てれば黒字になるんだということですが、私は農業公社はもちろんあってしかるべきだと思います。農業の振興のためにはあってしかるべきだと思うんですが、本当に黒字なんですか。これはやはり市のほうから補助金を入れているからやっているだけであって、その黒字のとらえ方がちょっと違うのではないのかというふうに思います。そういうところで総じて全部私が前に指摘しているように、そういう問題がここに来て吹き出たということだと思っております。

先ほど副市長のほうからいろいろ現場の人の使い方が悪いとか、そういうような言い方がありましたけれども、それも含めて私は前から行政のほうももっと精査して、調べておく必要があるのではないですかということをおっしゃったわけです。

以上、私が今お話ししたこと、問題を指摘したこと、これについて市長、お答えをお願いいたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） ふじた体験むらはご指摘のように県単事業ということで、旧南那須町がまず当初は7、8年前になりますか、小倉の里山づくり事業とふじた体験むらとセットで県単事業を採択いただきました。総事業7,000万円であると記憶しております。その半分がふじた体験むらに投入されております。

したがいまして、県単事業でいろいろと県との協議もしながらいちご園、パン工房をやるうというようなことになったわけでございまして、そのような経緯からいたしますと、ここ数年

の経営のバランスを年次ごとに見てまいりまして、ざっくばらんに申し上げますと、事務等の不具合もあってびっくりしたところもあるんですが、100万円前後の赤字ぐらいで推移をしてきたわけでございます。

あの当時は、このふじた体験むらのことを言えば、女性農業士が中心になりまして旗上げをいたしました。そして、パン工房については、働く農村の女性が中心になりまして農業の振興と地域の発展のために、地域振興の核となる施設のために参加をしていただいたということでございまして、そのようなところから大変いきいきとそのような働く農村の女性、そして女性農業士、そういった運営でもって旗上げをした。そのようなことから、あの当時の町の核たる施設にしようではないかというような意気込みでつくったものでございます。

そのようなことから、ここへ来まして経営状況を見てまいりますと、正直多少の赤字であれば雇用の場、働くそういった農業農村の場になっているというようなことからすれば、総体的に見れば地域の活性化につながる。あるいは観光客が入るわけでございますから、経済的な効果が出ている。トータルメリットは出ているというような判断から継続をしてまいりました。

しかし、今回この単年度で1,000万円強の赤字が出てしまったというようなことは、今後どうなるというようなシミュレーションを詳細に出させたところ、今後も400万円、500万円の赤字が出てしまうということになったわけでございます。

そのようなことから、理事会を数回ほど、きのうも理事会があったわけでございますけれども、開かせていただきまして、理事、そして県との協議をここまで続けてまいりました。その中でこれからの赤字が解消できない以上は、これからの農業公社の存続すら危ぶまれるという危機感を感じました。

やはり農業公社は受委託、空中散布、今、農家が必要としている、また農業の後継者が不足する中で、あるいは農業の高齢化が進む中で、これからは転作が4割と言いながらも、さらに農地保全是必要でございます。特に基幹の農業としては、これから核となる農業公社は絶対存続をさせる、繁栄させなければならない。こういった基本的な考え方がございますので、そういった存続のためには原点に戻ってやり直そうではないか。そのような結論に達しました。

ぜひこのことはご理解をいただきたいと思います。もちろんこの農業公社の経営体質の甘さ、事務の甘さは真摯に認めます。今後そのようなことで、理事会でも慎重に審議をいたしておりまして、極めて建設的な意見のもとにきのうも行われておりますので、再出発をぜひさせていただきますようにお認めいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 指定管理者制度につきましては、これらについても十分反省する点もこの前の観光物産センターもございしますが、そんなものも反省をする点も相当ございます。

したがって、その施設によって赤字が出る部分と利益の部分、そういったすみ分けをしながら、何を指定管理者制度でお願いするのか。指定管理者になった方がどういうことで利益が上がるのか、そういったものも十分すみ分けをしながら、またそういったことを仕様書に十分書きうたって募集し、またその選定にあたってのプロポーザルについても、選考委員の皆さんにもそういったものを十分頭に入れていただきながら、業者を選定してまいりたい。これから反省を踏まえながら、改めて選定方法についても十分協議をしてまいりたいと思います。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 1つは指定管理の問題です。これは物産センターがどうのではなくて、選定の仕方。半年でだめであれば、これを決めた方々の責任もどうなんだということです。事前にもう1年半前から農業公社がいちご園もパン工房も指定管理という形でやっているわけです。準備期間というのは十分あるわけです。その中で、向こう5年間で決めた。それが半年間でだめになっちゃった。これを決めた方々はどうなんですか。こういうことを選んでしまったということですか。

それから、これはどこにも当てはまるんですが、観光協会もしかり、農業公社もしかり、理事さんがそういう施設の管理、経営、運営の能力までをチェックしたり指導したりする、そういう理事会になっているのかどうか。これからこの指定管理者制度というものが入るのであれば、行政のほうでもその辺を考えていただかなくてはならないのではないのか。理事さんは当て職で入ってくる部分がありますよね。その方がいろいろな施設の管理とかその施設をさらに有効に使うための運営をどうするのかとか。その辺のことまでを本当に考えてやれるだけの資質のある方をそろえられるかどうか。

場合によっては理事会ではなくて、経営委員会とか運営委員会とかそういうものをもって、最低でも月に1回ぐらいの会議は開いて、その中で協議をしていくような体制がとれる団体、またそういう体制をとるように指導するということが必要になってくるのではないのかなというふうに思います。その辺のことについてどうでしょうか、市長。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 久保居議員の建設的な意見を踏まえて、今度理事会のあり方も抜本的に検討させていただきたいと思います。なお、指定管理を初めもろもろの最終的な責任は私にありますので、そういったことも強く責任を感じております。そういったことも真摯に受けとめておりますので、今後やはり農業公社体質を全面的に抜本的に見直しも含めて、この理事会のあり方あるいはその下部組織に評議委員会というのが実はあるんです。そういったところもあるんですが、そういったところも抜本的に見直しも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 観光いちご園とふれあい交流館、これまでの投資から年々の赤字額、この累積額はおよそ1億円に達するのではないかと考えています。そこで、この赤字を出したことについてだれがどういう形で済ませるべきなのか、責任を負うべきなのかについて、市長または副市長の考えをお伺いしたいと思います。

観光いちご園につきましては、資料で調べましたら平成10年3月に初めて開園しています。その際は事業費が900万円ほどでした。その後、途中で施設の増設や何かでまた資金を投入しているわけです。ふれあい交流館につきましては、平成16年3月にこれも県の補助事業で3,420万円ほど投じております。

でありますから、施設の投資だけでもおよそ5,000万円に達するのではないかと考えています。さらに、年々の赤字の累積については、いちご園についてはおよそ3,000万円、パン工房についてはこの4年間で約1,000万円、合わせますと年々の赤字が4,000万円、それに農業公社、さらにこれまでのいちご園の決算には出てこない一般会計から今も支出をしている部分がありますので、それらも加えますとこの観光いちご園、ふれあい交流館のためにおよそ1億円を投じているのではないかと考えております。

今、農業公社がやり玉に上がっておりますが、この農業公社は観光いちご園とパン工房を引き受けるまでは全く問題なかったわけです。と言いますのは、少々であります黒字の決算を出しておりましたから、決算の認定の際の報告の件でも問題になったことはありません。しかし、このいちご園とパン工房については開園当初から毎年毎年赤字については指摘をされていたわけでありまして。

観光いちご園がずっと赤字でありました。そういう中で、ふれあい交流体験館は平成16年につくるときに、これをつくるべきかどうかについて相当議会でも議論をしまして、反対の声もありました。素人がパンづくりをしてどうしてもうかるのかということで、非常に厳しい意見もあつたことは市長もご記憶のことと思います。

しかし、我々議会の中にこの計画が示されたときには、もう既に県の補助事業の内諾を受けておりましたので、ここで我々議会が反対しては、この後有利な補助事業を県に申請しても、南那須は前にけ飛ばしたことがあるのではないかと。そういう南那須にまた新しい補助事業は導入できないというようなことで、いろいろと後の差しさわりのないかと思ひまして、我々も平成16年のパン工房についてはやむなく承認をしたという経緯があるわけでありまして。

そういう面で我々議会のほうにも承認をしたということについての責任を私も深く感じているわけでありまして、市長としてはいかなる考えか、この点について1点だけお伺いしたいと

思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） お答えします。今までの旧南那須町の議会の経過も今説明をされましたが、そのとおりでありまして、先ほどもふじた体験むらと合体で小倉は里山事業でございました。ふじた体験むら、このようなセットで7,000万円の県単事業を入れたわけでございます。もちろんそういったことで、県との協議は、やはり先行するということがありましたので、あの当時の振興事務所との協議もいささか軽薄だったという反省はあります。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、あの当時の女性農業士あるいは働く農村の女性の雇用の場あるいは市の活性化ということを目的に、このすばらしい取り組みでオープンをしたと記憶いたしております。しかしながら、農業公社の中での経営ということにはやはり行き詰まりを感じました。

そのようなことから、先ほど来申し上げていますように、改善計画の中でやはりパン工房、そしていちご園については撤退やむなし、このようなことで今年度中に撤退完了というようなことで結論づけさせていただいたわけでございます。そのようなことで、これを抜本的に見直し、また理事会のあり方あるいはこの事務局のあり方、こういったところも大きく改善をしてゼロに戻って再構築する。これが責任のあり方だろうと私は感じております。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） このことについてさらに議論を深めても、時間が経過するばかりでありますから、後で経済建設常任委員会または全員協議会の場で市長側と我々議会の側でまた話し合いを持ちまして、よりよいこれからの方針について出すべきではないかと思ひまして、きょうはこれで終わりにします。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 2、3点、質問をいたしますが、全員協議会で渡された平成19年度の収支計算書と議会用に出てきた平成19年度の収支計算書、差しかえをしたというんですが、この中の事業活動収入の中で、全員協議会で渡された補助金等の収入592万7,100円、新しく議会用に出されたのが1,042万7,100円、950万円ほどふえているんです。

それともう一つは、繰入金収入5番、全員協議会では120万円になっているんです。しかし、新しい資料では694万円、こういう差額があるのに、この資料、事業活動収入という、この合計が6,997万8,646円、しかし、平成19年度の収入、全員協議会に出た収入と同じ金額が載っているんです。これはどういうわけですか。まず、この点を確認したいんです。これはこんな金額で合うんですか。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） トータルで同じかと思うんですが、これは内容の精査をしまして、支出の項目を適正なほうに振りかえまして再集計をし直して提出をしたということでございます。

以上です。

○議長（水上正治君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（水上正治君） 再開します。

18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） それでは、今の課長からの説明でトータル金額がなぜ変わらないんだといった場合に、私もこれは特別会計のほうの増減を見なかったためにこういう勘違いをしたということでもありますから、これには私のほうでおわびを申し上げます。まず第1点はこれです。

第2点は、問題なのは定款、全員協議会で渡された定款の第7条、3ページ、これには基本財産はこれを処分し、または担保に供することができない。処分したり担保に入れることはできない。ただし、やむを得ない事由があるときは、評議委員会に諮問した上、理事会において理事総数の4分の3以上の決議を経、かつ主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、またその全部もしくは一部を担保に供することができる。こういうふうに第7条では規定をしているわけであります。

しかし、残念ながら、この基本財産、定期1,000万円、そして普通預金2,000万円、この中の普通預金のほうを決議を経ないで処分をしてしまったわけであります。これを評議会あるいは理事会にかけて、4分の3以上の決議があれば何ら問題はない。そして主務官庁の承認を得ていれば、これを経たのかどうか。まず、これが第1点。

それからもう一つは、第8条に資産の管理ということで資産は理事長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。こういうふうに第8条に規定しているわけであります。ですから、この管理の問題と第8条の問題、理事長が管理をしても理事会の決議がなければだめだ。しかし、こういう定款があったにもかかわらず、取り崩しが行われてしまった。

そしてもう一つは、この中にもありますが、10年でこれを返す。こういうふうに改善計画から、農業公社の借り入れした部分に関して10年後の平成31年度までに累積欠損により、瑕疵した基本財産の回復及び減価償却費の積み立ても可能である。なお、これまでの改善計画

に加えて関係者の合意形成に努め、次の点について改善の可能性を検討した。年間収益の極大化に努める。

こういうふうにして10年で借り入れしたものを返済するというふうに書いてありますが、まずここで問題なのは、理事長が資産の管理をしていいということで理事会の決議を経なかったにしても、この事故が起きないようにするのはどうしたらいいのか。ここが問題点なんです。改善をする、改善をすと言っても、実際この基本財産には理事長は手が触れられないようにここを変えなくてはだめなんです。これはもう物理的にできない。

それともう一つは1,000万円のペイオフの問題があったにしても、信託会社に預けるとか国債を買ってもいいですよ。この2,000万円と1,000万円が逆転なんです。本来ならば2,000万円を定期にするなり国債を買うなり、そして1,000万円を普通というのであればわかりますが、こういう逆転現象が起きていることにも何らだれも注意をしない。

こういうのが農業公社の体質であったとするならば、平成20年度で500万円近くの一時借入金を起こした。こういうものをやったということ自体に、私は全員協議会のときに言ったわけでありまして。一時借入金を起こすのであるならば、粉飾に近いものを行っているわけでありまして。そして、黒字経営に見せかけておいてまた戻す。こういうことをやっているこの体質がだめだから、改善をしなければだめだ。これにはどうすればいいんだ。

だから、たまたまこれは早目に発見ができたからよかった。あるいはみずからこの財務内容を公表したからよかったが、2年も3年もたつて何千万円という一時借入金を起こしながら、その場をしのいでいたならば、いずれこれは破綻するんです。だから、体質を変えろ。徹底的、抜本的改革なんて言っているのはもう遅い。

私はいつも農業問題で話をしますが、先ほども同僚議員が言いましたが、農業公社というのはこれからのこの地域農業にとって農業を担う中核的存在になるんです。この中核的存在になるところの財務体質をこんないいかげんなことをしていたのでは、そこへ今度は補助金をぶっ込む、この基本財産だって1,200万円は市から出資しているというじゃないですか。こういうふうなものでもいいのかと言うんです。

だから、この問題に関しては、もう物理的にこういうものが起きないシステムをつくっておかなければだめなんです。この教訓というものが生かされない。企業でもどこでも、市長は企業家でありますから、企業にいてそしてまた助役から市長というふうに来た人間でありますからわかるでしょうが、社内で事故があったときには事故の報告書と改善命令、どうしたらこの事故を防げるのか。こういうものを徹底的に調査をして、そして提出をさせられるわけです。だれかが誤ればいいのか、処分をすればいいかと、こういう問題ではないんです。処分も必要でしょう。しかし、私はそれよりもこういう事故が二度と起きないように物理的にそのシステ

ムを構築しておく。これができるかできないかなんです。

そして、農業公社というのはもうまるっきり新しい形でこれからスタートする。資産管理だけではないんです。農業公社の運営もそうなんです。ですから、こういうものに関して市長は何をどう考えているのか。理事長としてこの問題に関しては市長が最高責任者であります。ですから、市長の考えをひとつ聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 樋山議員のお説はまさにごもっともでございます。先ほど来の答弁に終始することになりますけれども、ご了承いただきたいと思います。

今回の平成19年度の農業公社の決算は大体5月で決算が認定されて承認をいただくことになっておりますが、実は理事会もきのうで4回を数えております。したがって、これだけ承認がいただけなかったというところは、やはりこの経営の体質のあり方あるいは今までの事務局のあり方、全般にわたりまして理事全員が承認できないということになったからであります。

そのようなことから、農業公社については存続は必須の課題でございますから、何としても農業公社を守るためには今回の英断といいますか、こういった判断になったわけでございますので、今後は基金対応の取り崩しなども、実はこれは寄附行為に違法することを事務局内で自由にやっていたということは、大変私も指導力不足を反省しているところであります。

そのようなところから、どうしても一定の処分をせざるを得ませんでした。そのようなところからやはり全面的にゼロからのスタートだということを肝に銘じておりますので、このことについての事務等のあるいはこのような経営も同じような轍は繰り返さないだろうと思います。

したがって、このゼロからの再出発を肝に銘じて改善計画に明確にあらわしております。理事会全会一致でご承認をいただいたというようなことでございますので、このような改善計画に基づきまして今後対応していきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 市長が改善計画と、これは資金だとかあるいはその運用だとか、この経理のほうの改善計画も当然必要であります。私が今申しましたように、このシステムをこういう事故が起きないようにシステムを構築する。これは絶対条件であります。

それともう一つ、私は農業公社というものがこれからこの地域農業の救世主になる。また、しなければこれからのこの地域農業は衰退をしていく。だから、農業公社を批判するのではない。悪い部分は徹底して削除しろ。これからはいいものがある部門に関しては当然伸ばさなくてはならない。ですから、こんな問題があったから農業公社がだめだから、要らないとか要るかそういう問題ではないんです。この地域には絶対必要なものです。私はそう確信をしております。

ます。ですから、この問題に関してはくどいようであります、しっかりした改善計画、それともう一つは農業に対してこの地域の農業公社が担う役割というものを明確にして、そしてこの地域農業を守っていくんだ。こういう遠大な計画も必要なであります。町の総合計画よりもっと必要かもしれない。

ですから、私はそういう意味で市長に再度この問題に関してご理解とか、あなたの考えはわかりますではなくて、これから断固としてこの問題に処置をしていく。そして、この農業公社をこれを機会に大発展させるんだ。こういう意識でやってもらわなければ、樋山議員の言っていることは理解ができますではなくて、これから実行するのかどうか。ここを市長にお尋ねいたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今回の基金管理等も含めた事務全体の抜本的な見直しは喫緊の課題でございますので、もう既に始めております。また、さらに農業公社全般にわたる経営については、経営改善のごとく徹底をして実践をする覚悟でございます。

先ほど来あるいは過日の議員から一般質問もいただいたとおり、基幹の農業を守っていくということは与えられた大きな政策課題であるというところを肝に銘じておりますので、この農業公社が今後も核となることは間違いないと確信をいたしております。そのようなことから、充実、拡大を図っていくためにも、こういった機を捨てずにこの機を熟していきたいと考えておりますので、ひとつその心構えを実践するという形で進めていきたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

○18番（樋山隆四郎君） 実践をするということですから了解です。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 確認の意味でもう1回聞きますけれども、1,200万円の累積赤字があるでしょう。これはパン工房と観光いちご園をやめれば黒字になると言うんだけど、それは平成21年度で、全員協議会の際に渡された経営改善計画書の中でも平成21年度は収支差として191万7,925円黒字になると書いてあるんです。これは1,200万円赤字があるのに、なぜ190万円黒字になるのか。パン工房とそれを外すんですが1,200万円の累積赤字が残っているでしょう。それを基本財産で3,000万円のうち1,200万円でペイするわけでしょう。

1,200万円をちらにする方法はどういうふうにするのかというのを聞いたかったけれどもわからなかったの、恐らくは先ほど樋山議員からも指摘しましたが、定款があるでしょう、寄附行為の規則が。その中で、理事会において4分の3以上の議決を経て、なおかつ主務官庁、これは県だね、県の下承を得てその一部もしくは全部を担保に寄与することができる

とただし書きがあるわけですね。

つまり、今まではこれを了承を得ないで1,200万円を取り崩しをしようとしたので、県から指摘を受けたわけでしょう。それをもう1回借金してもとに戻したわけだ。ただし、今度はそれを理事会等か何かで1,200万円を財産から取り崩してちゃらにしたいということを恐らく県のほうで了承いただいて1,200万円がちゃらにできるので、平成21年度はパン工房と観光いちご園がなくなれば、190万円の黒字になるという理解でよろしいのかということを知りたいんです。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） まず、前段のほうからはお話し申し上げたいと思いますが、寄附行為の第7条に基づいて、農業公社のプロパー職員、事務局長を含めて、この第7条に違反して基本財産を取り崩してしまったということがまず原因の発端でございます。

それらについて4月に私のほうでも監査、農政課長も答えたように農政課にそういった事実が判明いたしましたので、今日昨日までに理事会を4回も開催しているわけでございまして、実際第7条が違反したので、基本財産3,000万円を1,120万円まで取り崩したということが判明いたしましたので、そのことを県と相談をしながらまず基本財産3,000万円に戻しなさいという必要がございましたので、一時借り入れまして3,000万円に戻した。そういったことを理事会で承認いたしまして、借り入れのことも手続きを踏んでございます。

それから、県の指導もありまして、まず理事会の承認を得ていなかったのがまず第1点。それから、改善計画になれば基本財産を取り崩すことはできませんよということでございましたので、改善計画を検討、相談しつつ、今日まで県との改善計画を協議をしながら、ほぼこれでもよろしいだろうということでもまだ承認を得ておりませんが、昨日の農業公社の理事会において改善計画が承認されたということで、あわせましてそれらに伴う基本財産の取り崩しの承認も全員一致で昨日得たということで、これからその理事会の取り崩しの決定を踏まえて、これから主務官庁にそういったことを承認をいただくという段取りでございます。

改善計画の中で200万円弱を見込んでおりますが、それはパン工房、観光いちご園を取り外すと年間200万円程度の黒が出るだろうということも踏まえて、それはこれからの改善計画でそう踏んでおります。それを今後農業機械等の減価償却もございまして、そういったもので年間約150万円積み立てて10年計画で1,500万円積み立てたしまして、もとの基本財産である3,000万円にこれから10年かけてそういった計画をしているというのが改善計画でございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○16番（平塚英教君） 了解しました。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 関連の質問です。基本財産の取り崩し1,216万円ですね。これは話を聞いていますとよくわからないんですが、順序立ててお願いしたいと思うんです。要するに理事会の第7条、第8条の理事会の承認を得て実行したのか。それを無視してやったのか。無視してやることは基金の取り崩しということでは、やってはいけないことなわけです。そのあたりの責任というのは簡単には済まないのではないかと思いますので、順序立ててお願いしたいと思います。

それと一体だれがこの取り崩しをやったのか。実際だれがやったのか。何回にわたってやったのか。使途の目的は何なのか。過去の決算書の報告の中では、一遍に1,200万円も今まで赤字になっていないわけですから、前年度500万円の粉飾があったということは聞いていますが、その前まではすべて黒字で来ているわけですよ。何でこんなに一遍に赤字になっちゃって、その穴埋めとして1,216万円を、あわせて1,500万円の切り崩しをして、それで10年間で150万円掛ける10ということで10年かけて返しますということなんですが、その経緯を多大な問題点があると思うんですよね。使い方によっては横領ということも考えられますし、その辺も含めて、銀行印はだれが持っているのか。お答え願いたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） まず冒頭にお答え申し上げたいと思いますが、先ほど農政課長からもございましたように、金の使途不明金はなかったということは申し上げたいと思います。

先ほども平塚議員にもお答えいたしました。これにつきましては取り崩しをしてしまった。農業公社の事務局長が資金繰りのために本来基本財産3,000万円であるところを、定期預金1,000万円、普通預金2,000万円でありましたので、その資材費の購入、職員、プロパー等の職員の賃金の支払い、そういったものにこれまでの赤字の部分がございましたが、先ほど言ったようにいちご園の年間400万円程度の赤字、パン工房約200万円程度の赤字、そういうことがありまして、いいか悪いかは別にしましても、2,000万円が普通預金でございましたので、その2,000万円ですういったお金を支払ったということが判明いたしました。それが本年の4月でございます。そういったことで今日になってきたわけでございます。

それから、印鑑と通帳の管理でございますが、これは今まで農業公社であったということで、そういったことで安易に出し入れができたということもございましたので、それは今は保管は別に扱っているということでございます。

そういった累積が、例えば本年一気に1,116万円も赤字になったのではなく、これまでいちご園の部分とパン工房は赤字だったのでありますが、農業の受委託、空中散布のヘリの黒字部分を投入してきたのでありますが、それがここへ来ておぼつかなくなった。それから、短期借入れ500万円もございましたので、そういったもので累積で1,116万円ほどこう

いった状態に陥ったということです。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 説明を聞いていますとわかるんですが、理事長として責任はないみたいなあれですね、これですとね。やってしまったんだと、過去形みたいなことで、公印の保管も公社でやっているんだ。取り崩しも気がつかなかった。よく調べたら2,000万円が使われたことが判明した。そんな答えはないんじゃないですか。これは本当に責任問題じゃないですかね、ほんと言いますと。いかがでしょうか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 理事長は私が兼ねておりますので、私からお答えをいたします。先ほど来申し上げておりますように、責任の多くを私は感じておりまして、そういった意味では抜本的にいろいろな組織も含めて見直すという答弁をさせていただいております。さらに、この理事会のあり方あるいは理事長としての責務を感じるのところから、理事会の中で今後そういった綱紀委員会的なものも開いていただきまして、処分のあり方を検討させていただいているといった段階でございますので、その辺のところはぜひご理解をいただきたい。全く事務局任せだというようなことではございません。事務局もそのような放任をしていたのも理事長の責任でございますので、そういったところは大きく責任も感じておりますのでよろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 基本財産の取り崩し1,500万円については10年かけて150万円ずつ返していくということで積み立てていくということが約束されていますので、後は改善計画については、県のほうと十分打ち合わせをしながら利益を上げるように。

あともう一つは農業公社、ちまちまとしているものをやるのではなくて、このまちの農業そのものを盛り立てるような人数、3人なんて言っていないで10人とか20人とか入れて、そのぐらいの大きさまでもってってもらいたいということをお願いしまして、この件はやむを得ないかなと思っております。答えは結構です。

○議長（水上正治君） 大分議論を尽くしたようですので、報告第1号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出については、種々のご指摘を踏まえ報告のとおりでありますので、ご了解を願いたいと思っております。

◎日程第4 報告第2号 平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（水上正治君） 日程第4 報告第2号 平成19年度健全化判断比率及び資金不足

比率についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました報告第2号 平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことによりまして、平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率とその算定基礎事項を記載をした書類について、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけてご報告するものでございます。このようなことをご承認を賜りたいと思っておりますので、提案理由の説明とさせていただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 健全化判断比率及び資金不足比率について、先般宇都宮市の報告が出ました。宇都宮市は例えば実質公債費率が当市が15.6%、宇都宮市は8.7%、将来負担率についても68.2%、それに対して宇都宮市については20.1%。市債残高についても市民1人当たり27万円というようなものが出ています。当市は多分70万円近いのかなと思っております。それと全国平均でも残高としては約40万円が平均なんです。この先本当に行革をしてスマートになっていかないといけないと思っておりますので、確かにこれでいいのかなとは思いますが、もっともっと数値を上げる努力をお願いしたいと思っております。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 今回の財政の健全化判断比率関係でございますけれども、今回報告しましたように、実質赤字比率、連結実質赤字比率等についてはここに記載のとおり、早期健全化比率ということで括弧書きに書いてございますが、この比率を下回っているということでございますので、健全化の範囲内にある。

宇都宮市の例をとって説明いただきましたが、実質公債費比率についても単年度で3年間見てみますと、毎年度、率は低くなっている。参考までに申し上げますと、平成19年度単年度で申し上げますと14.88%です。今回15.6%については3年平均の率でございます。平成19年度は単年度で申し上げますとただいま申し上げました14.88%、平成18年度が15.70%というようなことで、年々この実質公債費比率は低くなってきておりますが、今後も健全化財政に努めていきたいというふうに思っております。

将来負担比率につきましては、毎年決算によって上下いたします。この健全化比率基準350%というふうに高くなっておりまして、これから見ますと68.2%ということですからかなり健全化の中に入ってきているのかなというふうに思っておりますが、これらにつきましても先ほど申し上げました実質公債費比率とあわせて財政の健全化に努めていくことによって、これらの比率もさらなる健全化に向けたことになっていくのかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

○1番（松本勝栄君） 了解しました。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） この件に関しましては、私のほうでは一般質問を予定しておりますので、質問はそこでしたいと思っておりますが、ここに出てきた計数ですね、健全化の判断比率の実質赤字比率とか公債費比率とかいろいろありますが、これはどの数字をどのような数で割った値なのか。その試算表を後で参考までにお示しいただければと思います。質問はそれだけです。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） この算出基礎となりました資料は後でコピーしてお渡ししたいと思います。

○議長（水上正治君） ほかに質疑がないようですので、報告第2号 平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のとおりご理解を願いたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第5 議案第13号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（水上正治君） 日程第5 議案第13号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

○議長（水上正治君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那須烏山市固定資産評価審査委員会委員3名の任期が11月29日をもって満了となることに伴いまして、新たな委員の選任について地方税法第423条第3項の規定に基づきまして議会の同意を求めるものであります。

町井文治氏及び横山通有氏につきましては、旧烏山町及び合併後の那須烏山市固定資産評価審査委員会委員として、長年にわたりご尽力を賜りました。お二人は人格識見ともに高く、本職に適任でありますことから、再度選任をさせていただくものであります。

また、新任といたしまして岩附淳一氏は、旧南那須町の民生、児童委員、都市計画審議会委員を歴任されまして、合併後は那須烏山市総合計画審議会委員として本市の総合計画の策定にご尽力をいただくなど、行政全般にわたり深い識見を有する適任者でございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないようなので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第13号について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第14号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長（水上正治君） 日程第6 議案第14号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第14号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、教育委員5名のうち、仁野平篤夫委員が11月29日をもって満了となることに伴いまして、新たな委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

澤村豊純氏は、旧日本電信電話公社、現在のNTTに長く勤務され、退職後は横枕自治会長として地域の振興に尽力をされた方であります。特に、境小学校の統合にあたりましては、地域の代表としてそのとりまとめ方お骨折りいただくなど、本市の教育振興に深い識見を有する適任者であります。

新しい時代を拓く教育改革のため、人格円満かつ高潔であります澤村豊純氏を教育委員に任命いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

ご審議をいただきまして、ご同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

5番五味 博君。

〔5番 五味渕 博君 登壇〕

○5番（五味渕 博君） ただいま上程中の議案第14号 那須烏山市教育委員の任命同意について、私は任命同意すべきものとの立場から賛成討論を行います。

澤村豊純氏は、茨城県立小瀬高等学校普通科を卒業後、日本電信電話公社、現在のNTTに入社しまして、平成17年3月に退職されるまで42年間勤務され、まさに日本の高度情報化社会の進展を現場から見てこられた方であります。

また、地域活動においても小木須小学校PTA会長を初め横枕自治会長を務めるなど、あらゆる角度から行政について精通されております。これからの教育は、英語特区を初めとする教育特区の認定とかパソコンを活用した授業の導入など、これまでの基本理念を踏襲しつつもさらに多様化していくものと想定されます。

こういった観点からも、人格高潔で、教育、学術及び文化に高い識見を有する澤村豊純氏はまさにこれからの教育委員として適任者であると考えます。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（水上正治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第14号について原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（水上正治君） 日程第7 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成20年6月18日に制定、公布をされました地方自治法の一部を改正する法律

が平成20年9月1日に施行され、議会の議員の報酬に関する規定の整備が図られたことに伴いまして、那須烏山市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例のを初めとした関係3条例について、所要の規定の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、ご審議の上、可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） それでは、議案第8号の補足説明をさせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、議会活動の範囲の明確化及び議員の報酬に関する規定の整備を目的とした地方自治法の一部改正が、平成20年9月1日から施行されたことに伴い、関係3条例について所要の改正を行うものでございます。

改正条例は、1つ目に那須烏山市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例、2番目に那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、3番目に那須烏山市特別職報酬等審議会設置及び運営条例の3条例でございます。

改正の内容についてご説明を申し上げます。まず、那須烏山市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、議員に支給する報酬の名称が議員報酬というふうに変更されたこと、また、議員に支給するものが議員報酬、費用弁償及び期末手当であることを明確にするために、題名を那須烏山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に改めることとさせていただきます。また、この条例中の規定に、報酬を議員報酬、また報酬月額を議員報酬の月額という文言表現に改めるものでございます。

次に、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、非常勤特別職の報酬について規定をしておりました地方自治法第203条を議員の議員報酬の規定ということで独立させました。これに伴いまして、非常勤特別職の報酬に関する規定が地方自治法第203条の2に繰り下げられたことに伴いまして、条例第1条中第203条を第203条の2に改めまして、条文中、市の議会の議員を除くを削るものでございます。

最後に、那須烏山市特別職報酬等審議会設置及び運営条例の一部改正ですが、本条例第2条におきまして特別職報酬等審議会の審議対象を議員報酬、非常勤特別職の職員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料と明確にすること。また、第3条においても、審議対象を明確にしたことに伴い、諮問記事についての取り扱いを明確にするものでございます。

なお、第1項においては、議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の取り扱い、第2項につきましては非常勤特別職の報酬の取り扱いとなります。この条例の施行日は公布の

日とするものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 簡単なんですけど、2ページの第2項、市長は非常勤特別職の職員の報酬の額にと書いてあるんですけど、「の」が3つもあるのがおかしいと思うんですけど、これはこういうことでよろしいんでしょうか。

例えば非常勤特別職の職員の報酬の額というんですけど、例えば職員の報酬額とか「の」を1個抜かすとか、使い方としておかしいと思います。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 確かに「の」が3つ続いておりますけれども、条例の準則等にかんがみまして、準則と同じように取り扱いましたことと、また表現上このような表現が妥当だということでこのような表現をさせていただきました。

○1番（松本勝栄君） 了解。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第9号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第8 議案第9号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が平成21年5月21日から施行されることに伴いまして、市の職員が裁判員の職務に従事する場合には、特別休暇として所要の措置を行うこと、また、株式会社日本政策金融公庫法が平成20年10月1日から施行されること等に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせたいと思いますので、ご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） では、議案第9号の補足説明をさせていただきます。

那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正につきましては、裁判員に参加する刑事裁判に関する法律の施行に関しまして所要の改正を行うものでございます。また、平成19年12月議会におきまして改正いたしました育児短時間勤務職員にかかる当直勤務の取り扱いに関し所要の改正を行うものでございます。

まず、第8条第1項の改正ですが、第8条第1項ただし書きにおきまして、育児短時間職員に当直勤務を命ずることができることと規定しておりましたが、ただし書きにおいて想定している勤務は国家公務員の警察庁や刑務所における当直勤務であるということが地方公務員の場合には想定されない勤務であることから、ただし書きを削るものでございます。

次に、第2条第1項第3号の改正につきましては、公庫の職員が引き続き市職員となった場合の年次有給休暇の日数算定にかかる特例措置ですが、これまでその対象となる公庫が株式会社日本政策金融公庫への再編、公営企業金融公庫廃止による対象となる公庫が沖縄振興開発公

庫のみとなってしまうことから、公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫を沖縄振興開発金融公庫に改めるものでございます。また、別表第1の2の改正につきましては、市の職員が裁判員の職務に従事する場合には、国家公務員と同様に特別休暇を講ずるものでございます。

なお、施行日は第12条の改正規定につきましては沖縄振興開発金融公庫の予算に関する法律の施行日となる平成20年10月1日、別表第1の改正につきましては裁判員に参加する刑事裁判に関する法律が施行される平成21年5月21日からとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第10号 那須烏山市公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第9 議案第10号 那須烏山市公益法人等への職員の派遣等

に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、公益法人制度の改革が平成20年12月1日から施行され、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が一部改正されることに伴いまして、那須烏山市公益法人等への職員の派遣等に関する条例を初めとした関係3条例について所要の規定の整理を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をいたしますので、ご審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 議案第10号の補足説明をさせていただきます。

議案第10号につきましては、那須烏山市公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部改正につきまして、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が改正され、公益法人等という表現が公益的法人、「的」という言葉が中に入ります、に改められたことに伴いまして、同法及び那須烏山市公益法人等への職員の派遣等に関する条例を引用しております関係3条例について所要の改正を行うものでございます。

この条例によりまして改正する条例は、1つ目に那須烏山市公益法人等への職員の派遣等に関する条例、2つ目に那須烏山市職員定数条例、3番目に那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の3条例でございます。

改正の内容につきましてご説明を申し上げます。まず、那須烏山市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございますが、同条例の題名を那須烏山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、「的」という文字が入ります。また、第1条中の公益法人等を公益的法人等へ、また今回の法律改正にあわせて表現を簡潔に改めるものでございます。

第2条につきましては、法律の改正に伴った規定内容に改めるとともに所要の語句の整理を行うものでございます。

次に、那須烏山市職員定数条例の一部改正ですが、定数外の職員にかかる規定であります第3条中で引用されております那須烏山市公益法人等への職員の派遣等に関する条例について、当条例の題名改正に伴った内容に改めるものでございます。

最後に、那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございますが、

病気休暇の期間にかかる規定であります第13条第2項中で引用されております那須烏山市公益法人等への職員の派遣等に関する条例及びその略称であります公益法人等派遣条例並びに公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、これらにつきまして改正の趣旨に沿った内容に改めるものでございます。

なお、施行日につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が施行されます平成20年12月1日からとなります。

以上で説明を終了いたします。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第10号でございますが、那須烏山市公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部改正についてであります。今、提案理由の説明にもありましたように、公益法人等を公益的法人等へ改めるということで、「的」が入るわけですね。具体的な運用につきましては、この的が入ることによって従前とこれからについてはどのような変化があるのか。どのような拡大があるのか、その辺の的が入ることによっての範疇の違いについてご説明をいただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 不勉強なところもございますけれども、現実的には今までの内容と変わりはないということになろうかと思っております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 変わらないのであれば的は要らないんじゃないかなと思うんですよ。的というのが入るとするのはそれだけ広げることでしょう。

それと、職員の派遣については、派遣はするけれども給与については法人のほうではなくて、市役所のほうで給料を払うということで理解していいんですかね。その辺はどうなんですか。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 職員を派遣する場合におきましては、職員の給与につきましては派遣先のほうで負担することになります。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 現時点でそういう職員がいるのかいないのか。いれば何人ぐらいいるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 現在、派遣職員はおりません。公益的法人への派遣職員はありません。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 今、市において公益的法人と見られるような具体的な団体はございますか。もしあったら教えてください。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 代表的なものと社会福祉協議会が該当するかと思います。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 社会福祉協議会ということでございますが、あとはございませんね、今のところは。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） そのほかシルバー人材センターが該当すると思います。

○議長（水上正治君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第11号 那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第10 議案第11号 那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第11号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、民法の法人に関する規定が大幅に改正されたことに伴いまして、地方自治法の一部が改正をされ、その準用規定を引用している市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、市民課長に説明をさせますので、ご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 市民課長鈴木敏造君。

○市民課長（鈴木敏造君） 命によりまして、ただいま上程中の那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、公益法人制度改革3法が本年12月1日から施行されます。この法律の施行に伴いまして地方自治法の一部が改正される予定でございます。これは、認可地縁団体関係がいままでは民法を準用規定しておりましたが、これからは地方自治法の個別法で対応する予定のため所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案第11号の新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。議案書の裏についていると思います。この中でアンダーラインのついたところが改正規定でございますが、まず第2条についてですが、地縁団体の印鑑登録関係についての規定でございます。基本的には代表者が登録するわけでございますが、次の各号に掲げる者がという件についてはこれは特別の場合の代表者の選任関係について述べております。

これらの改正についてですが、まず第1号、現在までは民事保全法云々で裁判所により選任された代表者の職務を代表する者、これが職務代行者というふうに端的に改正になったということでございます。

次に第2条第2項2号、3号、4号、第10条の2号関係、これらについては民法を準用していたものが法第何条というふうになっておりまして、これは地方自治法でございます。地方

自治法の管理下に入るという表現でございます。

それから、附則関係につきましては、本年の12月1日からというものでございます。なお、認可地縁団体とは市長の認可を受けて自治会が財産を共有しながら、地域で協働活動を行う団体の総称でございます。本市では18の自治会が認可を受けている状況でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第12号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第11 議案第12号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、学校統合計画に基づきまして、那須烏山市立興野小学校を平成21年3月31日で閉校とし、平成21年4月1日から那須烏山市立七合小学校に統合することとなります。

つきましては、那須烏山市立興野小学校を閉校することに伴う、那須烏山市立学校設置条例及び関係条例の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては学校教育課長に説明をさせますので、何卒ご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 学校教育課長駒場不二夫君。

○学校教育課長（駒場不二夫君） 命によりまして、ただいま上程中の議案第12号について補足説明をさせていただきます。

改正条例のほうをごらんいただきたいと思います。今回の興野小学校の統合に伴いまして、4つの関連条例を改正する必要がございまして、今般一括で改正する条例案でございます。

まず、第1条で学校設置条例の改正を行います。この条例は学校の位置、名称、これらを規定している条例でございまして、その中の別表第1が小学校の部を規定しております。現在6校ありますが、その中から興野小学校の部分を削除、来年平成21年4月1日からは小学校は5校制になるという形になります。

次に第2条関係では、学校、給食施設の設置及び管理条例の改正でございます。この条例につきましては給食施設の位置、名称、それから配食校の位置づけといったものを規定しているところでございますが、本市内には3つの給食施設がございます。その中で南那須給食センターでつくったものを興野小学校に配食をしております。これが先ほどの条例改正のように興野小学校がなくなりますので、南那須給食センターの配食校中興野小学校の部分を削除するというものでございます。

それから、第3条では、運動施設の設置、管理及び使用条例の改正でございます。これは興野小学校の体育館でございますが、学校施設から外れることとなります。そうしますと、この後の4条でその部分を規定するわけでありまして、そのままですと施設が使えないという形になりますので、一般的な運動施設の条例の中に規定をして、今までほかの体育施設と同じように使用できるように処置をするものでございまして、時間、使用料金、これらを改めてここに追加で規定する。今まで学校施設でありますと、夜間16時半から19時半という夜間の使用でございましたが、この運動施設になりますと8時から夜の9時半までということで日中も使えることとなりますので、住民の利便性には供することができると思っております。

それから第4条では、学校施設利用及び使用料条例です。これは俗に言う学校開放施設とい

うことで、各小中学校の体育館を規定しまして夜間開放しておりました。これが興野小学校は学校施設ではなくなるということなので、興野小学校の体育館の部分を削除するものでございまして、先ほどの第3条で今度は運動施設のほうに規定をしているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、この条例につきましては平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番小森幸雄君。

○15番（小森幸雄君） 学校の設置条例の一部を改正する条例でございしますが、いよいよ地元の我が興野小学校にもこの条例が出たかなという感じで今聞いておりましたが、体育館の関係で使用料というのは統一した夜間の料金ですね。ちょっと先走って申しわけないんですが、市が主催する閉校式の日程がわかりましたら教えていただきたい。と言いますのは、PTA関係が自治会と一緒に今月準備委員会を立ち上げて何回か会議に入っておりますので、日程がわかればお示しをいただければありがたいと思っております。

○議長（水上正治君） 学校教育課長駒場不二夫君。

○学校教育課長（駒場不二夫君） 先ほどの料金についてはご指摘のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それから、この閉校式の日程であります。改めてこの条例が可決されますと、正式に閉校準備委員会を教育委員会ももちろん入りまして組織立てをします。その中で、皆さんのご都合とか学校の都合、そういうものを調整した上で決定しますので現時点では決まっております。ただ、今までの例から申し上げますと、3月の末、卒業式が終わった土日あたりかなと。これはあくまでも想定でございますので、あとは関係者と協議してなるべく早い時期に、できれば9月中に第1回の閉校準備委員会は立ち上げたいと思っておりますが、その席では決めたいと思っております。

以上です。

○議長（水上正治君） 15番小森幸雄君。

○15番（小森幸雄君） 日程が現時点では定まっていないようですが、決まり次第、私には言わなくていいですから、PTA会長なり校長にぜひ第一報を送ってやればよろしいのかなと思っております。

以上であります。

○議長（水上正治君） 学校教育課長駒場不二夫君。

○学校教育課長（駒場不二夫君） 先ほど申し上げたとおり地域の自治会長さん、PTAの役員さん、学校、教育委員会、これが集まって日程を決めるものですから、その段階ですべて日程がわかるということになりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） この改正条例について反対するものではありませんが、今後の課題といたしまして3点ほど質問を申し上げます。

まず、興野小学校の子供たちが今度は七合小学校のほうで受け入れるわけなんですけど、そうしますと、来年4月1日現在でこの七合小学校の生徒数が何名になる予定なのか。これが1点目です。

2点目は、興野小学校の学校の生徒を受け入れますと、今の七合小学校の学校設備はそのまま改修しなくて済むのか。もし改修するとしたら、いかほどの費用がかかる見込みなのか。これが2点目です。

3点目は跡地利用なんですけど、私は旧烏山町でつくった公共施設の統合計画の中の興野小学校を見ますと、跡地は町営住宅または運動場として利用すると示されておりますが、現在これは地元のほうの意向もあると思いますが、どのように進んでいるのか。

以上3点についてお伺いします。

○議長（水上正治君） 学校教育課長駒場不二夫君。

○学校教育課長（駒場不二夫君） まず、前段の1番目と2番目は学校教育のほうからご説明申し上げます。3番目の問題については総合政策課のほうで跡地利用を全体的にやっておりますので、そちらにお願いしたいと思います。

まず1番目の七合小学校の来年4月1日現在の人数でありますけれども、両方合わせますと184名になります。男子が89名、女子が95名、合わせて184名。ちなみに6年生だけが何とか2クラスになるような、統合して1クラスふえるというような形でありまして、ぎりぎりなのでなるべく子供さんの異動がないように期待しているところでありますが、そんなような状況でございます。

それから、校舎の改築関係であります。七合小学校は平成13年、平成14年度にかけて大規模改造をやっておりまして、きれいに整備が終わってございます。それから、余裕教室等もございまして、1クラスふえても改めて校舎を改築する予定はございませんで、現状のまま使えるというふうに思っております。

以上です。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 跡地利用についてお答え申し上げたいと思います。さきの全員協

議会等も含めてまたほかの施設跡地利用等についても質問があったかと思いますが、現在公共的施設、特に学校施設等を中心に全体的に市内で跡地利用について今検討してございます。それらを踏まえて市側の考え方を地元にお示ししながら、今後については有効利用を図ってまいりたいと思っております。

中山議員がおっしゃったものにつきましては、合併前の旧烏山町の統廃合計画の跡地利用の中でも検討しておりますが、それらを含めても再度現在のこと、またそれぞれの地域も変わってまいりましたので、それらについて内部で検討しながら地域のご意見等を賜って今後の跡地利用をやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 1点、2点についてはわかりました。跡地利用につきましては、閉校の日にも決まっていることですから、その後、速やかに有効利用ができるようにご検討いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 当然これから興野小学校の統廃合については説明を行っているわけでございますが、改めてまた跡地利用についても地元については協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第17号 野上小学校改修工事請負契約の締結について

○議長（水上正治君） 日程第12 議案第17号 野上小学校改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第17号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成20年8月11日に一般競争入札を執行いたしました野上小学校改修工事について、契約の相手方が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

工事内容は、1階部分が乳児室を含めて6保育室を備えた保育園として、2、3階部分は娯楽室や調理室及び会議室等を備えた公民館として整備をするものであります。改修工事の実施により、現在の向田保育園の機能の充実が図られ、また、公民館活動を通じて地域の活性化が期待されますので、ご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 野上小学校の改修工事請負契約でございますが、これも8月26日の全員協議会でおおむね説明があったところではありますが、その際に工期は議会の議決を経たときから来年の1月9日完成ということだそうではありますが、今、提案理由にもありましたように、1階部分は保育園、2階部分は公民館ということで、今回の工事はその外壁の改修も含めたハード的な改修工事ということで、これに備品やその他を入れますと2億円を超えるというような内容かなというふうに思われるんですが、これにつきましては本年の3月議会等からいろいろな議会の中でも論議をし、さらに文教福祉常任委員会等々でも関係課と市執行部等にもおいでいただき話し合いを進めてきたところではありますが、前の文教福祉常任委員会でもそうですし、今度改正になりましたが、新しい文教福祉常任委員会でも恐らく委員の皆さま

んは同じ気持ちではないかなというふうに思われるんですけども。

単なる向田保育所の改修移転、さらには向田公民館の移転というようなことではこの2億円の使途は納得できない。烏山を代表するコミュニティ施設、そして烏山を代表する保育園というのを新しく野上小学校を改修して、そこにつくる。したがって、保育園の名称についても建物全体の名称についても、向田公民館とか向田保育所とかそういう言葉は使わない。新たに募集をするというようなことでやってもらいたいというのが委員会のおおむねの皆さんのご意向だというふうに思っております。

市長は議会でいろいろ物議はありましたが、この2億円の使途についていろいろな論議の中でこれを承認していった中で、一部の地域を考える。もちろんそれは大事なことです。那須烏山市全体を考えたときに、この2億円をかけて野上小学校を改修して、那須烏山市を代表するコミュニティ施設あるいは保育所をつくるんだというような考え方でやっているのか。それともあくまでも、地域住民との約束だからと、そこにしがみついてその延長線でこれを進めていくのか。その辺の考え方について市長のご決意を伺いたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この保育園等につきましては、那須烏山市、特に旧烏山地区の核たる保育園として考えていきたいと思っております。したがって、当面は向田保育園が廃止ということになりますので、野上小学校跡地のこちらに移ることになりますが、これは当面の策でございます。やはり将来はそのような核たる保育園として運営していきたいと考えております。

コミュニティ施設につきましては、公民館設置管理条例というものが現在ございます。それは旧烏山町の4館がそのような条例になっておりますので、したがって、当面はこの公民館部分につきましては向田公民館というような形で活用される。このようなところからそういった条例に基づく名称というものがございますので、そのような使用の仕方に当面はなるのかと思います。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 当面は私もわかるんですが、境公民館や七合公民館と比較しますと、大幅に格差が生じてしまうのではないかなというふうに思われますし、交通機関を使えば境地区の人間が新しくできるコミュニティ施設を利用することも可能だし、南那須から来ても可能ではないか。新市合併にふさわしい利用形態を考えるべきではないか。もちろん野上の方々、向田の地区の皆さんが地元の公民館として利用することは大いに結構だというふうに思いますが、やはり運営の仕方というか考え方というか、その辺を新しい合併特例債を使って恐らく改修をされるであろうというふうに思われますので、やはり那須烏山市全体の立場から今

後の新しくできるであろうコミュニティ施設の利用形態、利用方法を考えるべきだと思うんですが、もう一度その点、確認しておきたいと思いますが、担当課のほうのご意見も承りたいと思います。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 公民館という言葉をはとくくりしますと、建物が我々の感覚にあるかと思うんですが、基本的には公民館事業という感覚でとらえていただきたいと思います。ですから、市長が申しあげましたように、当分は向田の公民館でございますが、当然すばらしい施設になるわけでございますから、公民館事業として今後拡大した事業を展開できるよう生涯学習課としては進めたいということでご理解いただければと思います。よろしく願いしたいと思います。

ですから、名称は公民館設置条例がございますから、当分の間、向田公民館ということを外すわけにはいきませんが、ですから、向田だけの小さいエリアの事業ではなくて、那須烏山市の事業として公民館事業を拡大していくということでご理解をいただければと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 今、鈴木課長が言ったのが基本でございますが、今、公民館設置条例がございまして、南那須公民館、烏山公民館、七合、境、向田とあるわけでございます。これについて後ほど一般質問で佐藤議員からもあるようでございますが、これはいずれ今旧烏山の公民館の体制と、旧南那須の体制は若干違ってございます。それらについてもご指摘があるようでございますが、これらの公民館事業については再度生涯学習の中で全体の中で考えていただいて、これから公民館活動、公民館の施設はどうあるべきか、こういった中で検討いたしまして、核となるのが今これから改築しようとする旧野上小学校の向田分館であるのか、今荒川にございます南那須公民館なのか。職員は烏山のほうに今2名いるわけでございます。そういった職員の配置も含めて公民館活動については全体的にこれから検討すべきだろうと思っております。今の段階では鈴木課長の答えはそういうことであるので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 言うことはよくわかるんですが、先ほどの同じ話を繰り返しますけれども、合併特例債を使って2億円もかけて改修するんですよ。だから、那須烏山市全体を考えて新しい時代にふさわしい公共施設をつくり直すんだということで位置づけをしてもらいたいということで、もちろん野上地区の皆さんや向田地区の全体の皆さんの自分たちの地域の公民館事業を展開する拠点施設として利用されることは大いに結構ですが、旧町内の方も南那須の方も境地区の方も利用できるような公共施設に今後していくということで位置づけをする

ために大いに検討いただいて、改善をしていただきたいということでございます。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 先ほど鈴木課長がおっしゃっているように、名称は向田分館となりますが、向田地区の公民館活動の核となりますが、これは公民館活動全体からしますと那須烏山市公民館の一部でございますので、ほかの地区の方全員が使用できるということでご理解賜りたいと思います。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 1点だけ要望申し上げたいと思います。

この建物の工期は1月9日と聞いております。そこで、現在の向田公民館、それにあわせて速やかに解体しまして、地主さんに土地は返還するべきではないかと思っております。と言いますのは、ことしの決算書を見ますとこの向田公民館の借地料が167万1,000円も払っているんですね。どうしてこれほど高いのかわかりませんが、これらのこともありますので、ぜひそのようにすべきと思いますが、担当課としてはいつごろまでに解体して返還をする考えなのか。1点だけ答弁をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 当然我々は行政経費を削減するためにいろいろ業務をやっております。今回の事業計画におきましても、平成20年度中に現在の向田公民館を解体する計画になっております。その都合上、1月には向田公民館から新しくできる向田公民館に引越しをしまして、もとの公民館を解体する作業を本年度中に完成したいという計画の中でこの事業が進められますことをご説明申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 向田公民館は今回提出されました行財政の報告書を見ますと、年間約6,000人ほど利用はされているようなんですが、少しは不便があってもこの12月までに解体をしまして、1月からはもう地主さんのほうに返還する。向田公民館の利用者が少しぐらいは不便でも、これは烏山に別の中央公民館もありますので、それらのところを利用してぜひそのような方法をとるべきではないかと思っておりますので、ぜひお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（水上正治君） 答弁はいいですね。

○17番（中山五男君） 結構です。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 今、先輩議員のほうからも質問がありました。多少重複しますが、私のほうからも2点お伺いいたしたいと思います。この向田公民館、当面は向田公民館ということでございますが、先ほど先輩議員が言われたように、さきの文教福祉常任委員会において、今年度の予算審議のときにも我々委員会で検討したんですが、やはり新しい向田とかそういう地名をつけないで全体の市民が使えるような、また全体の市民がそこを利用できるような名称にさせていただきたいということをお話をさせていただきました。これは委員長のほうからも議会でそういう付帯事項をつけたわけでございます。

そのときにはその方向で検討するというところでございました。当面向田公民館ということなんですが、これは条例を変えてでもそういうことをすることができないのかどうか。ちょっと私わからないので、教えていただきたいと思います。

それからもう一つは、この1億6,380万円の契約金額で改修をするわけでありましてけれども、これはどういうふうな設計でどういう方法でやるのかわかりませんが、やはりできるだけ児童の安全のためにも、外来者の侵入の防止ということも兼ねて、遠目のきくつくりにしていただきたいというふうに思います。私、素人考えでございますけれども、学校を改修するわけですから、各教室ごとに壁で仕切ってあるわけです。それを恐らく耐震構造で中に鉄骨でバツケシを入れるのかどうかかわかりませんが、そのバツケシだけを生かして壁の部分できるだけ抜いて、隣の部屋が見渡しできるような、見通せるような工法で、そういう設計になっているのかどうかかわかりませんが、そういうことにも配慮をして、ぜひ予定どおりの工期の中で進めていただければなど、これは要望になるかと思うんですが。

以上2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 現在、那須烏山市は5つの公民館を持っております。烏山公民館、南那須公民館、七合公民館、境公民館、向田公民館で、公民館という名称を当分使いたいということになったわけでございますので、その中で、今、久保居議員が言われましたように、向田を別な名称にしたらどうかというご提言をいただきました。

ですが、活動自体を先ほど申し上げましたように、公民館は施設の名前とあわせて公民館事業というものがございまして、公民館事業につきましては、那須烏山市全体を客体という形を広げておりますので、当面名称につきましては向田公民館というのを継承することが妥当ではないかということで、内部のほうでも調整をとりまして今回そのような案を持っているところでございますので、法的にできるかできないかということではなく、当面そういう名称がよろしいのではないかという判断をさせていただいたということでご了解いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） わかりました。公民館事業としてくくりたいという部分だと思うんですが、今の答弁を聞いてわからないわけではないんですが、烏山地区公民館がございませう。南那須公民館というのがございませう。我々は委員会の中ではたしかそういう意味で新しい名称で市民だれもが使えるような名称にしたらいのではないかとという提案をさせていただいたわけですが、公民館事業の部分はわかりますが、それはそれとして向田地区の公民館事業という部分で工夫すれば別にできるのではないかと思うんですが、その辺どうですかね。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 先ほど申し上げましたように、事業のほうはご理解いただいております。向田公民館に館長がおりますが、館長としまして事業をする場合に公民館に参加いただく市民の方につきましては向田地区というものは全部省かせていただいておりますし、境の公民館の館長においても境地区というものは全部省かせておりまして、すべて市民という形で拡大させてもらっております。

そういう関係上、現実的に実績等で名簿を私のほうで確認させていただいたところ、当然向田地区で公民館長がやっております事業につきましても、南那須地域の方、七合地区の方、境地区の方からもご参加をいただいて幅広いご理解をいただいているということを私は理解しておりますので、今後もその形で事業を進めたいと思います。

名称のことでございませうが、今、議員が言われましたように違う名称が簡単でいいのではないかと。ただし、公民館という名前をつけないで別な名称をつけることはいろいろ考えさせていただいたんですが、一度公民館という言葉を入れようとするといろいろな問題点が提起されまして、公民館という名前をつけるためには今まで使った向田というものを移転するという方法が、市民の方も理解しやすいし、いいのではないかとということを考えたために、何回も申し上げて申しわけないんですが、当面公民館という形におきましては向田という名前を使わせていただきたいということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 今、生涯学習課長はそういう説明でございませうが、これにつきましては今、公民館の設置管理条例がございませう。今、それぞれ地区名を使っているわけがございませう。これから向田公民館をにこにこ館としようかということになると、それは問題ないと思っております。ただ、にこにこ館でどこ。南那須公民館があるでしょう。七合公民館があるでしょう。烏山公民館あるでしょう。向田の地区だけがにこにこ公民館でというと、そこがこれから皆さんのお知恵を拝借しながら、そういったものを検討する時期が来るんだろうと思っております。公民館設置条例の中で、向田公民館（にこにこ館）という名称を使ってもいいのではないかと

いう一部議論が内部でございました。（「逆だね。にこにこ館（向田公民館）」の声あり）そういうこともあるのかなど。

公民館の設置管理条例が12月に提案され、1月から動くということになりますと、今の野上の700なんぼから400なんぼに移るわけであります。そういった設置管理条例の位置も変わってきますので、それらについて今、久保居議員がおっしゃったように、にこにこ館（向田分館）という名称にするのか。これはまだ検討時間がございますので、それらについては十分これから検討してまいりたいと思っております。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 公民館の公民館事業の中で、地区の事業もありますよね。向田地区の公民館事業。それは理解できるんです。ただ、我々文教福祉常任委員会で今年の予算委員会の中でそういうお願いをしているわけです。そのときにこういう話は出なかったわけですよ。わかりました、新しい名称で検討してまいりますというだけしか言わなかったですよ。

だから、そういうことが今出てくるんだったら、前の予算議会のときに言っていたかかったな。そういうことを踏まえて私が今お話ししたように、にこにこ公民館、烏山地区公民館と同じですよ。でなければ、烏山南公民館、その地区で向田地区、野上地区の方が公民館活動をやるのはもちろん大いに結構なことですから、それはそれとして、その中に含めていけば名称の変更というのは可能なのではないかな。

だから、今、副市長が言われたように、向田公民館（にこにこ公民館）じゃなくて、にこにこ公民館（向田、野上地域公民館活動もやります）というような形のくくりの名称というのは検討できないことはないと思いますので、よろしくひとつその辺のところをお願いいたします。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 別に名称にこだわっているわけではございませんが、私が言っているのは今5つ施設がございます。その5つの施設とのかかわりもございますよね。ですから、ほかの南那須公民館、烏山公民館、七合公民館とかそういうものも検討の必要があるのかなど。今、市民の方にわかるように地区別に旧烏山は動いていたわけであります。旧南那須地区は南那須公民館1カ所しかございませんので、そういう名称も改めて、今、久保居議員がおっしゃったように、例えば一例でにこにこ館（向田）というふうになれば、にこにこ館は向田地区のところにあるんだよ。南那須公民館は例えばひまわり館にして（南那須）ということで、一部地域も、もちろん設置管理条例の中には住所地はございますが、一般市民の方はそういうことを見ませんので、今、そこにある地区名を名称に使っていることも事実でございますので、今後そういう名称についても同一のわかるようなことも含めて検討する必要もあるのかなどということで今ご提案申し上げたいと思っております。

○議長（水上正治君） 6番沼田邦彦君。

○6番（沼田邦彦君） 1点だけ確認の意味で質問させていただきます。重複している質問ではありませんのでよろしくお願いします。

今もいろいろとあるわけですが、当時の委員会ではもっと問題が山積みしておりまして、その中で委員会での最大の落としどころは、旧烏山地区には災害時、特に地震のときの避難場所として認定されている建物がないということであれば、耐震も含めていい建物をつくろうということになって話が進んでいたわけなんです。改めて確認しますが、この改修された野上小学校、そのような形で災害時の避難場所として生かされるのか確認をいたします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 今回の改築につきましては耐震の調査もいたしまして、それに沿うような工事をしておりますので、避難場所というような形で設置する場合には十分それに耐え得るものかというふうには考えております。

○議長（水上正治君） 6番沼田邦彦君。

○6番（沼田邦彦君） そうしますと、間違いなく災害時の避難場所として認定されるということでしょうか。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 間違いなくではなくて、これは広域避難場所は市が指定するわけでございますので、旧野上小学校もこれまでもそういった災害時の避難場所に指定してございます。ただ、今までは指定の看板等が設置されていなくて市民にわからない部分があったが、そういったものはきちんと広域避難場所の地域は緑に線の入ったものが目に入るかと思いますが、そういった広域避難場所については必ず市民がわかるように設置すべきということで、当然市が設定すればよろしいわけでございますので、この公民館、保育園については広域避難場所に指定していきたいと思っております。

○6番（沼田邦彦君） 了解です。

○議長（水上正治君） 2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） 重複しないようにとは思いますが、先ほど来移転に伴いまして公民館施設のほうの名称、名称にこだわらないと言いますが名称の話で大分やりとりされているようでもあります。我々も過去の質問とかまた答弁いただいた中で、市の施設として核たる施設、ただ、地方の分館ではないといった話もお聞きしてきたつもりでございます。ですから、当面、現在のままやっていくんだというんですが、当面というのは今年度中だけなのか。あるいは来年度にまたがるのかわかりませんが、途中で名称を変更するほうがもっと混乱を来すのではないかと思いますので、まだ工事も始まっていませんし、工事とは別個で事務的な

ことを進めればよろしいのかと思いますし、引っ越しするまでに5カ月もあるわけですから、最初からすっきりやっていったほうが私どももいいのではないのかなと。

決して向田といえども、我々調理室を含めて現在も古い施設4カ所ありますので、結構3部屋と調理室ですからふさがっていて重複している行事がいっぱい入っております。そんな中でも、来ている方の顔ぶれを見れば、決して向田地区といえれば神長から滝、野上、向田、落合、5つの大字でありますけれども、その地域の方でなしにもう既に利用されております。下江川地区の方もいれば、町内の方も境地区の方も来て利用されているのが現状でありますので、最初からすっきり、過去の答弁では保育園も含めて名称を考えるという説明を聞いた記憶がありますので、公民館事業と一体化してやりたいという生涯学習課長の考えはわかりますけれども、どっちみち行事を起こすときは事業主体は向田公民館かもしれませんが、必ず会場の場所は場所として表示するわけですから、あと4カ月の間にすっきりスタート時からできないのかなという考えを持っていますが、今、完璧な返事ができなくてもその方向で考えていただけないかどうか。

もう1点、公民館の敷地、高い借地料を払っているわけで、1月から解体ということですが、地主さんには解体してきれいになってから3月ごろになって返しますよというのではなしに、もうお話し済みなのかどうか。それをお聞かせいただければと思います。

以上2点です。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 前段の部分でございますが、先ほど来の意見、真摯に受けとめさせていただきます。12月定例会では公民館の設置管理条例を上程する予定にいたしておりますので、そのときまでには前向きな検討をさせていただきますして、対応を十分させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 生涯学習鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 話のほうは当然してあるかと思っております。もう一度確認を、工期の関係が今変化がございますので、再度そのような話を進めたいと思っております。今、1月まで工期があるものですから、移転は1月以降ということでご理解いただきたいと思っております。工期期間中に現在の公民館を新しいところに引っ越しわけにいきませんので、完成してから引っ越しということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） どなたかの説明で先ほど1月中に引っ越しということが出てきたと思うんですが。工期は1月9日だけれども、1月中に引っ越しと。きょうどなたか答弁の中にそういうことがありました。

地主さんの話、しているかと思いますがというんですが、どこの所轄で現在の地主さんにお話しするんですか。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 先ほどから申しましたように、この改築工事は1月9日が工期でございますので、先ほど中山議員からもその前に壊して早く返したらいいだろうというご意見もございます。しかし、やはり地元の方は向田公民館がございまして、確認しなくてはわかりませんが、利用する方が12月いっぱいまで申し込みをしているということもありますし、したがって、1月9日が工期でございますので、その後公民館は備品もございますし、そういったものの移設が終わってから現在ある公民館は壊していきたいということで執行部は考えてございます。

それから、地主さんにはこういったことで公民館も移設しますので、壊した後、更地にしてお返ししますということは地主さんにはっきり話をしております。契約は4月1日から3月31日までということで契約してございますので、したがって、例えば1月に引っ越しても契約上は3月31日までの料金をお支払いする。また、それは2カ月前に返せばその分差し引いてもらいたいというのは、そういうのはこれから交渉の余地もあろうかと思いますが、原則的には1年契約でお支払いしておりますので、そういう状況でございますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（水上正治君） 2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） その一言があればわかりました。当然3月末まで契約されているんですから、3月末まで支払いして、その時点でお返しするんだと思います。突然3月になってお返ししますと言われたのでは困るのではないのでしょうかという心配から、申し上げた次第であります。話はされているということですね。わかりました。

○議長（水上正治君） 7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） 今、公民館の名前につきましては、私はあした一般質問で出ていますので、そこで十分にもう一度確認させていただきたいと思います。

工事契約の締結ですから、6社で入札しましたということでございますが、那須烏山市条件つき一般競争入札で6社以外にこういう条件を満たした参加できなかった業者があるのかどうか。その1点をまず聞きたいと思います。

今、原油高で各市町村工事を発注していますが、後で変更契約して原油の調整をしている、資材の高騰によって。この那須烏山市は、原油も下がるという話でございますが、変更契約とかそういうものは一切この工事の見積もりに関してはないのかどうか。

あともう1点、工期は1月9日ということで全員協議会でもお話は聞いておりますが、暮れ

は12月25日で建設業界はおおむね終わりです。20日からはほとんど公の道路は掘れないという状況もあります。そしてまた1月も正月でございます。そうなれば、工事業者は12月25日までに完成をしてきちんとした書類ができていないと、1月9日の検査が受けられない。それまでに検査を受けなくちゃならないんですよね。今、ほとんどの市町村では工期内で検査、それがおおむね常識です。そういうことが本当に大丈夫なのか。もう一度工期の件でその3点について再度お伺いします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） まず、今回の特定の関係でどのくらい該当者がいるかということですが、那須烏山市につきましては5社の方が該当しております。5社全員とも入札に参加していただいております。先ほど6社という話がありましたけれども、もう1社は那珂川町のほうの企業の方が参加していただいております。

それから、変更はないかということなんですが、それぞれ検討はしてまいりますが、変更はないように進めていきたいと思っております。工期につきましても1月9日ということで128日ほどの日数になるかと思っております。先ほど議員が指摘しました正月休み、暮れという話がありましたけれども、それについてもクリアできるような日数に対応しているのかと思っております。今後、設計屋さん、業者と密に打ち合わせをしながら工期を全うできるように進めていきたいというふうに思っております。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今、野上小学校の問題でいろいろな議論がありました。議会にしっかりした改修の図面が出てこない。だれもわからない。こんなことで議論ができるのか。それとさっきの賃貸借の問題だって契約書もない。本来なら解約をする場合には、何カ月前と通告をする。ただ、更地にするといったって、あそこを借りたときは農地でちゃんと使えるようになった場合には原状復帰をしなくてはならない。そういう契約書ははっきりあるわけでしょう。それに基づいて答弁すればいいでしょうに、渡辺議員がいつ地主に知らせたんだ。知らせてありますとかありませんではなくて、それは全部契約書に基づいてやらなければいけないんです。そういうのが全部あるんでしょう。それと改修の図面がない。どこをどう改修するのかわからない。こんなことで議論をしようといったって議論のしようがない。余りにもひど過ぎる。

1億六千何百万円もかけるのに、仕切りのフェンスからどこをどういうふうに改修をして、どこにどういうプレスを入れて、そういう図面が全然ないんだもの。こんなことがあるかというんだ。詳細設計図が、こんな分厚いものでなくてもいいから、即出してくれ。そのぐらいのことができないのか。余りにもひど過ぎじゃないのか。議論しろ議論しろって、名前の議論も

あるけれども、それ以前の問題です。私はそれを要求しますが、どういうふうに執行部は対応するのか。図面が出るのか出ないのか。執行部のしっかりした答弁を、もう既に入札をしているんだから、図面はあるはずです。ひとつお願いします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 大変申しわけございませんでした。野上小学校の改修工事の図面につきましては、会期中に全員協議会か何かを開いていただきまして、その中で図面の説明を申し上げたいと思っております。（「それと契約書も」の声あり）

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 当然賃貸借してございますのでその契約はございます。したがってお返しする場合には解約する何カ月前に申し出てという条件もございますので、それに従ってちゃんと地主さんにはお話ししているということでございます。当然契約書の中には賃貸の年額も書いてございます。そういった状況でございます。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 契約書の内容に関しては公表するのは問題があるでしょうから、これはそれはそれでいいとして、少なくとも図面だけは。

それともう一つは、改修しても議長なりだれかが目を通して、間違いなくこのとおりにやっているというふうな方法にしないと、何かわけのわからない議論になってしまって、私たちは何かかやの外にいるみたいで、議会が何のためにあるのか。そういうために議会があるわけだから、そういうものを資料をちゃんと提出しなければだめだ。提出するということでもありますから了解をいたしました。

以上です。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 私はあしたこの件に関して一般質問をしますので、まず1つだけ、この6社に絞ってその上に特定建設業というものまで入れる必要があったのかどうか。私は個人的な意見として、これは地産地消なんです。そういう意味では他町の入札業者が入るような仕組みをつくるべきではないと思うんです。私はジョイントベンチャーなりを組んで、そういう組めるような入札制度をランクづけとか、私はそうすべきかなと思っているんです。それについて、あしたも同じような質問をすると思うんですが、答えていただきたいと思います。

万が一、他町の業者が落札してしまった場合、地産地消にも何もならないわけですよ、この1億6,000万円もの、私ははっきり言いますと、隣の先生にはまずいんですが、野上公民館としても、市の保育園としても野上小学校を使うことに対しては反対なわけですよ。反対している上に、1億6,000万円もの事業費が他市なり他町の業者が落札してしまったというよ

うなことがあってはならないと思うんです。それも踏まえて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） お答え申し上げたいと思います。建設工事につきましては、事業費によって1,000万円以上につきましては一般競争入札に付しますよということで今進めているわけでございます。また、建築工事につきましては、1,000万円以上は格付けによりますSA、A、Bの業者を指名しますよということで規定にございます。

したがって、今回市内のSA、A、Bの建築業者を一般競争入札にこういう条件で応じてくださいよということで指名しているわけでございます。なお、本市内にはSAはございませんで、A、Bは6社ございます。6社では建築の指名の中では5,000万円以上は5社を指名しろということでございますので、先ほど言ったように本市内にはA、Bランクは6社しかございませんので、那須烏山市だけでは足りませんので、お隣の町まで範囲を広げて条件つき一般競争入札に付したということでございます。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） それはわかるんですよ。資格要件をそのように今までこういうことであるからこれになったということですよ。それは私は地産地消という意味でも、先ほどから言っているように変えるべきなんですよ。早急に変えてやるべきなんですよ。これは県の整備課についても、このようなことについて、県からああしろこうしろということは一言も言わないわけです。ということは独自なものをつくっていいということなんですよ。当市の資格要件なり入札に関する業者の選定とか何をランクづけするかとか、AだろうがBだろうがCだろうが何でもいいわけです、はっきり言いますと。その辺は先ほど申しましたように、1億6,000万円の大事業を当市の業者がとるように当初から考えてやるべきだと思うんです。間違っても他市町からの業者を入れるようなことはすべきではない。改めてあした質問いたしますが、そのような考えです。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 那須烏山市の入札規定につきましては、平成20年度についてはこういうことでやりますよということで規定を定めまして、また入札要領も定めまして実施しているわけでございます。また、業者もランクづけをしまして、県の計審に基づくランクを那須烏山市も採用しましてそれに基づいてランクづけもしているわけでございます。したがって、そういうランクづけをしたものを業者に通知しながら、また、平成20年度の入札についてもこういう方向でやりますよということで、業者にははっきり申し上げて説明会を開いているわけでございます。そのルールでやっておりますので、改めて工事についてこれはこうですからこういうふうにやりますよと、そのときによって変わるということは問題がありますので、平成

20年度についてはこういったしっかりした入札でやりますということでやっておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○1番（松本勝栄君） 結構です。

○議長（水上正治君） これで質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。
休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時52分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

担当課長、前回我々に提示された図面と変わった部分を中心に若干の説明をお願いしたいと思います。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 大変ご迷惑をおかけいたしております。変わったところだけご説明したいと思います。

まず、3枚の資料がございますが、2枚目の2階平面図改修後というものがあるかと思いますが、この2枚目だけが変わっておりまして、右側のほうに待合スペースというものがございませぬけれども、ここは前回お示ししたものは事務室という形でとらえていたかと思いますが、雨が降りまじたり、げた箱関係の収納をするために、ここも土足で入れるように土足のスペースにいたしました。

そこを出まして左のほうに行きますと、火気使用なしというふうな部分がありますが、ここに給湯施設を設けることにいたしました。公民館使用にあたりまして、湯沸かし等の設備がございませぬのでここに給湯室を設けることといたしました。この2点の変更でございます。

○議長（水上正治君） 前回の我々に示された図面と今最終請負に付された図面との変更の違い、以上のおりださうです。

3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 1枚目のテラス部分のガラス戸、これは全面ガラス戸だったような気がするんですけども、字も細かくてよく見えないんですけども、この三角の黒くなっている部分は何でしょうか。これは耐震か何かのあれになっているんですか。前はこれが全部ガラス戸だったような気がするんですよ。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 1階部分は保育室になりますので、柱のわきは出入りができる通路でございまして、その中の白い部分はガラスになっております。2カ所が出入りができるよ

うにしてありましたので変わりありません。

○議長（水上正治君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時11分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

今、休憩中、もろもろの意見が出ましたので、ここで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第18号 字の区域の変更について

○議長（水上正治君） 次に、日程第13 議案第18号 字の区域の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第18号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成13年8月22日付農計第66-2号で計画決定のありました県営荒川南部土地改良区区画整理事業の施行に伴い、市内大里（第1換地区）、小埜（第2換地区）、高瀬（第4換地区）の字の区域について、土地改良実施後の現況に符号しない字の区域が生じたために、関係字の一部変更を必要とするものであります。

つきましては、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を得たく提案するものでございます。

詳細につきましては、農政課長から説明させたいと思いますので、ご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） 字の区域の変更につきまして補足説明を申し上げます。

県営荒川南部地区の土地改良事業の農地の区画事業につきましては、平成13年度に着手いたしまして大里、小埜、森田、高瀬の4地区の農地84.3ヘクタールを総工費約19億3,500万円をかけまして整備いたしまして、平成21年度に換地処分をして完了する計画となっております。

本案件につきましては、区域内4換地区ある中で、昨年の12月議会でご可決をいただきました森田地区を除く大里、小埜、高瀬地区の字の区域について整備後の土地にあった字の区域の変更をするものであります。詳細につきましては、添付資料にありますように変更調書では変更前のそれぞれの地番の字が変更後は右のような字に変更になります。その後のページには字界の変更位置図といたしまして、今回議決をいただく3地区を色分けしてございます。大里が桃色、小埜が黄緑、高瀬がだいたい色で示してございます。

最後のページは字の区域の変更図として、細かいところですが具体的に字を変更するところが色分けされてございます。赤色の線はほ場整備をした区域でございます。青色の線が新しい字になる区域を示しています。小埜地区には森田の飛び地がございまして、図面も複雑となっております。それからまた一部小埜と森田の大字の変更もございます。

以上のようなことで、補足説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決いたしました。

○議長（水上正治君） お諮りいたします。日程第14 議案第1号から日程第20 議案第7号まで平成20年度一般会計補正予算、特別会計補正予算、事業会計補正予算の7議案を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第14 議案第1号 平成20年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）
について
 - ◎日程第15 議案第2号 平成20年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第16 議案第3号 平成20年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第17 議案第4号 平成20年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第18 議案第5号 平成20年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第19 議案第6号 平成20年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第20 議案第7号 平成20年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（水上正治君） したがって議案第1号 平成20年度那須烏山市一般会計補正予算から議案第7号 平成20年度那須烏山市水道事業会計補正予算までの7議案を一括して議題

とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第7号まで提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号は一般会計補正予算第2号についてであります。概要でございますが、1億3,154万8,000円を増額し、補正後の予算総額を11億7,067万4,000円とするものでございます。

内容でございます。一般会計補正予算第2号につきましては、平成20年度が始まり半年が経過をしたところでございますが、速やかに対処すべき新たな事業費等が生じたことから補正予算を編成させていただきました。

総務費の主なものは新たに地域ICT利活用モデル構築整備事業費、ふるさと応援事務費及び公的年金から個人住民税の特別徴収を始めるためのシステム改修費を計上いたしました。また、市税還付金を追加計上いたしました。

民生費は、障害者自立支援事業費の追加事業及び職員人事異動に伴う人件費の増額であります。

衛生費でございます。健康診査事務の対応機能充実のためのシステム費であります。

農林水産業費は、新たな県の目玉事業の「とちぎ食の回廊づくり推進事業費」を計上いたしました。また、市単独土地改良事業費を追加計上し、農道、水路等の整備促進を図ることといたしております。

商工観光費は、観光物産センター運営方針が決定したことにより精査を行いました。

土木費におきましては、道路維持、整備費、ふれあいの道づくり事業費を追加計上し、支障木伐採、道路修繕、側溝整備、交通安全施設整備等を緊急に実施し、安心、安全な生活基盤整備に努めることといたしました。

また、市民を対象とした住宅、建築物耐震改修等事業費を新たに計上いたしました。

消防費は、防災行政無線、電波利用負担金の増額に伴うものでございます。

教育費であります。学校及び社会教育施設の修繕、管理運営費等の予算措置を講じることといたしました。

歳入につきましては、国、県補助金及び平成19年度決算の確定に伴う老人保健特別会計及び介護保険特別会計からの繰入金を計上し、市債につきましては、臨時財政対策債の額の確定に伴う増額補正をするものであります。不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置

をいたしております。

寄附金につきましては、沢村一一様、岡安正弘様、荻原紀夫様、木菟会代表吉川 力様から賜りましたが、その主旨に沿いまして予算措置をいたしております。また、ふるさと応援寄附金につきましては、朝信泰昌様、小鍋康弘様及び匿名様から賜りましたので、基金積み立ての予算措置をいたしております。ここにご芳志に対して深く敬意と感謝を表し、ご報告を申し上げる次第でございます。

議案第2号は、国民健康保険特別会計補正予算第1号についてであります。今回提案をさせていただきます補正予算は、事業勘定及び診療施設勘定であります。事業勘定の補正予算額は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ132万円を追加し、補正後の予算総額を32億8,552万円とするものでございます。

主な内容につきましては、平成20年4月1日付の職員人事異動に伴う職員人件費の増額分を計上したものでございますが、これらの財源につきましては一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、診療施設勘定の補正予算額は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ381万1,000円を追加し、補正後の予算総額を1億261万1,000円とするものであります。主な内容は、七合診療所一般管理費に不足額が生じる見込みとなるため、その所要額を措置をいたしたものであります。これらの財源については、一般会計繰入金から21万1,000円並びに前年度繰越金から360万円をもって措置いたしました。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ております。

議案第3号であります。熊田診療所特別会計補正予算第2号についてであります。提案をいたしました補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ30万円を追加し、補正後の予算総額を5,839万円とするものであります。

主な内容は、熊田診療所の駐車場の舗装修繕費を計上したもので、これらの財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

議案第4号であります。老人保健特別会計補正予算第1号についてであります。今回、提案をいたしました補正予算は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ1,587万1,000円を追加し、補正後の予算総額を3億2,927万1,000円とするものであります。

内容につきましては、平成19年度の老人保健医療費の額の確定に伴い、平成20年度において精査を行うもので、支払基金交付金の確定に伴う医療費交付金にかかる一般会計繰出金の精算、及び同事務費超過交付額の償還金を計上いたしましたものであります。

これらの財源につきましては、支払基金交付金及び前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第5号は、介護保険特別会計補正予算第1号についてであります。今回提案をいたしました補正予算は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ3,163万2,000円を増額し、補正後の予算総額を19億9,413万2,000円とするものであります。

主な内容につきましては、介護給付費及び地域支援事業のこれまでの実績から見込んだ保険給付費等の追加及び減額並びに国、県支出金の歳入見込み額の精査等によるものであります。

これらの財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第6号は、下水道事業特別会計補正予算第1号についてであります。今回、提案をいたしました補正予算は、職員の人事異動に伴う人件費並びに受益者負担金の一括報償金を精査するとともに、南那須処理区における管渠築造工事費を補正いたすものでありまして、861万7,000円を計上いたしました。これらの財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第7号は、水道事業会計補正予算第1号についてであります。主な内容でございますが、営業費用及び建設改良費を増額し計上するものであります。営業費用は、計量法の検定期限が来た南那須地区の量水器の交換と施設設備の老朽化のため配水及び給水費を234万7,000円増額し、滞納水道料金の徴収督促を裁判所に依頼するため、総係費を4万5,000円増額いたします。

また、建設改良費は、城東浄水場の取水設備の故障修繕のため上水道整備費を120万8,000円増額するものであります。これにより、収益的支出を6億1,797万7,000円とさせていただきます。また、資本的支出を8億8,447万8,000円とさせていただきたいと思っております。

以上、一括して議案第1号から議案第7号まで提案理由の説明をさせていただきました。ご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 補正予算、一般会計のみの質問になるかと思うんですが何点か質問したいと思っております。

歳出の12ページ、地域ICT利活用モデル構築事業というのが2,524万8,000円ということで計上されておりますけれども、これについては本年度はどのような事業を進めるのか。今後またどのような展開をするのかご説明いただきたいと思っております。

次に、13ページの定住促進対策事業費でございますが、事業費として7万4,000円と

いうことでございます。これは補正額としては少額でございますが、7万4,000円はどのようにしてふやさなければならなかったのか、中身の説明をお願いしたいと思います。

次に賦課徴収費でございますが、市税賦課事業費でございます。611万4,000円。市長の提案説明にありましたが、市税徴収関係の年金天引きのシステムの準備費用だというようなことでございますが、どのぐらいの準備期間がかかり、実際にこれを稼働するのはどのような形で進めるのかご説明をいただきたいと思います。

最後に16ページでございますが、イノシシ捕獲促進強化事業費ということで120万円載っております。これについての事業内容についてご説明をいただきます。

以上です。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 地域ICTの関係につきましてご説明申し上げます。

この事業につきましては、総務省からの委託事業ということで実施するものでございます。大きな事業名としては3世代のきずな再生による暮らし安全ネットワーク構築プロジェクトというふうな事業名になってございまして、この事業の中に3つほど事業があります。1つは、児童の登下校時における安心、安全対策。さらに高齢者福祉対策。そして、防災対策と3つの事業になっております。

まず、1点目の登下校時におきます安全、安心対策であります。本年度につきましては烏山小学校のスクールバスで通学をしてございます児童270名が対象になるかと思っておりますけれども、この児童にICチップを持たせまして、それらから携帯電話に接続できるようなシステムの開発を行っていくということでございます。その携帯の関係につきましては、地域のボランティアの団体あるいは地域にお住まいの高齢者の方たちに携帯電話を持っていただきまして、児童の登下校、主に下校になるかと思っておりますが、安心、安全を見守っていただく。現在、スクールバスがどの地点を走っているかとか、あとどのくらいしたらこの停留所に到着するか、そういうデータが入ってくるようになっております。そういうシステムを開発するというところでございます。

なお、高齢者福祉対策の事業につきましては、ただいま申し上げました児童の登下校の安心、安全と関連するわけございまして、見守り関係につきましては高齢者の方にもぜひ入っていただいて、携帯電話等に現在ある機能もありますが、万歩計機能を備えた携帯電話を配布することによりまして、毎日どのくらい歩いたかというようなことが逐一これも情報として入ってまいりますので、その方が例えば健康によって、あるいは何らかの原因によってその記録が途絶えたというようなときがあれば、こちらから直接その方に連絡をするなり、行政機関に連絡して対応するというようなものもあわせて児童の安全、安心を見守っていただくのとあわせて、

高齢者の健康管理にも役立てようというものでございます。

3点目の防災対策関係につきましては、携帯電話によります災害情報の通知システムを構築できるかどうかということを実験として行っていきたいということでございます。

またさらに、そのほかに市の行政情報システム、行事とかそういったものもあわせて発信できるように。これはあくまで登録制になるかというふうに思っておりますけれども、そういうシステムづくりもあわせてこの地域ICTの事業として実施をいたす予定にしております。

なお、平成21年度につきましては、那須烏山地区全地区のスクールバスを利用した全児童に対象を広げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） 13ページの定住促進対策事業費7万4,000円の内訳でございます。定住促進は本年1月から条例を施行しまして、関係方面のほうにPRをしております。観光パンフレットを当初予算で1,000部つくりました。具体的に言いますと、1部76円20銭でございます。当初8万円ほど計上しております。いろいろな関係機関、市内外のほうへ配布しております。今回約840部ほどつくりまして配布しまして、在庫がもう少なくなりましたので今回新たに2,000部ほどつくりたいと思います。今回、版ができておりますので、35円ということで具体的に言いますと2,000部で7万4,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 税務課長高野 悟君。

○税務課長（高野 悟君） ご質問の65歳以上の方の個人住民税を来年平成21年10月から年金から特別徴収するというふうな制度でございます。これに向けてのスケジュールでございますが、今年中の年金の支払いの関係の情報を取り込むといえますか、住民税の計算の基礎となります情報のほうに取り込んで来年の賦課に向けての準備、こういったシステムの改修が必要でございます。

これにつきましては、11月からそういった試験、公的年金の支払い報告書ですが、これを送っていただきまして、それを来年の賦課資料にできるような試験を始め、1月からはそういったデータが入ってきますので、基幹系のシステムを改修しなければなりません。そういったことで、それらに伴います関連経費ということで今回補正予算を措置させていただきました。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） 17ページのイノシシ捕獲促進強化事業費の件でございますが、

最近境地区、それから曲畑地区からイノシシの被害の情報が入っております。それに対応するために、被害に苦しむ農家への補助ということで事業名はイノシシの捕獲となっておりますが、イノシシの進入防止の電気柵購入の補助ということで実施することにしております。

事業料といたしましては、電気柵の距離で約2,000メートルを予定しております。この事業につきましては、くい、バッテリーを含んでおります。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） この補正の質問項目につきましては、前もって6項目ほど事前に通告をしてありましたが、ただいまの市長の提案理由の説明の中で2項目ほど疑問点が生じたので、あわせて8項目について質問申し上げたいと思います。

まず、前もって通告しておきました一般会計の10ページの国庫、県支出金の中に、民間住宅を含んだ耐震改修補助金というのがありますが、これは支出のほうで土木の住宅費のほうに見込んでありますが、これはいかなるものなのか。これについて1点です。

2点目は、11ページに市債ですね、臨時財政対策債2,487万9,000円を今度は新たにまた借りるわけなんです、これを借り受ける理由と、何に使うのか。使途について2点目です。

3点目は新しい項目になりましたが、13ページ総務費の税務関係なんです、23節の償還金に1,903万1,000円と多額の税金の償還があるようなんです、これは税目について何の償還なのかお聞きします。

同じく歳出の23ページの管理職手当、今回165万円もの増額をしておりますが、これはいかなる理由で今回管理職手当が増額になったのかお伺いをします。

次に、27ページに辺地債の道路事業、ここでは960万円も減額しておりますが、この減額の理由についてお伺いをいたします。

次に、介護保険なんです、5ページに償還金が2,289万5,000円あります。この償還理由についてお伺いをいたします。

次に、下水道の5ページに工事請負費550万円、これは南那須のどこの管を整備するのか。もう南那須地区につきましてはすべて整備されているものと思っておりましたが、この整備する箇所、理由についてお伺いします。

それと、最後になりますが、上水道のほうの2ページに先ほどの市長の説明によりますと、裁判の費用4万5,000円と言いましたが、これは多分何か給水停止にかかわる裁判の費用かと思いますが、このことについて差しさわりのない範囲内で答弁を求めます。

以上です。

○議長（水上正治君） 都市建設課長池尻昭一君。

○都市建設課長（池尻昭一君） お答え申し上げます。

まず、10ページの国庫支出金の住宅建築物耐震改修等事業補助金でございますけれども、これについては当初平成21年度からの対応を考えていたところでございますけれども、最近の地震等の事例も考慮しますと、1年も早く前倒しでそういう体制を整えておいたほうが、市民の安心、安全に寄与できるかということで、今回補正の形で前倒しで実施をする内容となっております。

具体的な内容については、今お尋ねの上の行、地域住宅交付金がございますけれども、これについても耐震にかかわる内容でございます。この耐震については、耐震アドバイザー派遣実施事業とその後、耐震診断の助成事業と耐震の改修助成事業の3つがありまして、この中での耐震についての内容を実施していく。まず、最初にはアドバイザーの方からの現況の建物の状況を把握していただく。そして、アドバイザーの提言をいただいて、どういう形で構造を直すかという診断を受けまして、その診断に基づいて耐震の改修工事をやるというような3つの制度からなります。

それで、その補助事業については、国、市また受益者負担となりますけれども、このアドバイザー負担については国が2分の1、市が2分の1という助成制度でございます。それから、耐震の診断については、国、県、市また受益者という形で国においては3分の1、県においては6分の1、市においては6分の1、受益者が3分の1。それから、改修助成事業については、国が22.5%、市が13.75%、残りが受益者というような形で制度ができております。こういう中で、歳入を受けて歳出を今回補正させていただいております。耐震関係については以上でございます。

それから、27ページの道路新設改良事業費960万円の減額については、当初工事費を見ておりましたけれども、事業の進捗状況に応じてその工事請負費、また当初予算の工事請負費、事務費を減額しまして、測量試験費、用地費、補償費等に充当しまして、後年度の事業の円滑化に努めたいという形で今回工事費を減額しております。総事業費については当初予算のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 臨時財政対策債の関係についてご説明申し上げたいと思います。

臨時財政対策債につきましては、地方の財源不足に対処するために平成13年から従来の交付税の特別会計借入金による方式に変えて、国と地方が折半をして財源の不足に補てんと

いう制度ができておりまして、本来であれば平成18年度までの措置でございましたけれども、この制度は平成21年度まで措置を講じられることになったということでございます。本年もこの起債を起こすことといたしました。なお、使途につきましては一般財源ということでございますので、使途は限定されていないところでございます。

以上です。

○議長（水上正治君） 税務課長高野 悟君。

○税務課長（高野 悟君） 税務管理費の償還金についてご説明申し上げます。

平成19年度の税制改正によりまして、税源移譲があったわけでございます。所得税が約半分になり、住民税が増額されたことによりまして、特に平成18年分の所得に対する所得税が課税されていて、平成19年中の所得に対しての所得税がゼロだった方、いわゆる所得変動、激減ですね。所得変動があり、住民税は平成19年度から増額されたわけですので、住民税は平成19年度から多く賦課され、所得税については所得が急激に減った等によりましてゼロになった。そういった方については、税源移譲、国税のほうの安くなったという恩恵が受けられない。それを緩和するために、平成19年度の住民税から償還する。平成18年分の所得に対して平成19年に国税が払っていたけれども、ことしの3月に確定申告があったわけですが、その段階で所得税がかからなかった人について、住民税からそれに見合う分を還付するというのがこの措置でございます。

市内で1,098人該当するというところで、既に該当者には通知を差し上げまして申請等もいただいております。その数字がほぼ確定しましたので、これは市県民税を含めて償還することになりますので、金額が多額になるというふうにご理解いただきたいと思います。先ほど言いましたように1,098件ということで今人数もとらえ、その金額もほぼ確定しましたので、ここに補正するわけでございます。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 私のほうからは、23ページの一般職の職員手当の内訳、管理職手当が165万円ほどふえているということでございますが、今回、人件費につきましては当初と現在の状況を見直しまして数字をはじいているところですが、当初におきましては2月段階での数字を見ておりますので、管理職手当の該当職員32名で見ておりましたけれども、現在、一般会計のほうは38人の職員が該当いたしますので6人増となっております。その6人増にかかわる分が管理職手当の165万円という増でつながっております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） それでは、介護保険の償還金につきましてご説明いたしま

す。

介護保険は大きく分けると、介護保険の財源につきましては国の負担金、県の負担金、市の負担金で5割でございます。国が25%、県が12.5%、市町村が12.5%、残りが支払基金と申しまして、40歳から65歳までの方が保険料と同時に差し引かれているもので支払基金にそれが全部集まります。それから、65歳以上の方が支払う介護保険料が半分、つまり支払基金のほうは31%、今言った負担する65歳以上の方の保険料が19%、これを合わせて100%です。

先ほどの償還金は、国、県、それから市が負担します歳入の部分ですけれども、ある程度見込みでいただきます。したがって、精査しました時点で余った分については償還金という形で国、県のほうにお返しいたします。それから、支払基金のほうにもお返しいたします。金額は国の負担金の戻し額が1,176万円ぐらいです。県のほうにお戻りする金額が646万円ぐらいです。ぐらいというか端数は若干つきますけれども、支払基金のほうに戻しますのが467万円ぐらいでございます。歳入のほうでありますように、市のほうにも繰越金という形で戻してございます。そんな形で2,200万円につきましては、国への精算による償還金という形で今回補正を組んだということでございます。

以上です。

○議長（水上正治君） 上下水道課長荻野目 茂君。

○上下水道課長（荻野目 茂君） 南那須地区の下水道管渠整備についてお答え申し上げます。

旧南那須地区の下水道事業の認可区域内での下水道の未整備地区への管を布設するものでございます。南那須地区におきましては平成4年度から平成14年度にかけて、63.8ヘクタールで下水道を整備いたしました経緯がございますが、当時住宅、建物がない地区については布設を見合わせていた地区がございます。今回、大金駅の南東部の線路の北側の市道荒川堤線のJA様の倉庫の南側に住宅建設の協議がございまして、近くのマンホールから約83メートルについて下水管を布設しましてお迎えするというところでございます。ご案内のとおり、都市計画区域内では建築確認の際は、下水道の整備地区内においては下水道の接続が義務づけられておりますので、そのようなことから実施するものでございます。

水道事業での総係費の4万5,000円でございます。これにつきましては、市外に転出された方で過去の水道料金を滞納されている方が相当数いらっしゃいます。その方について請求、督促をしているわけなんでございますが、今回、支払督促制度というのを管轄の簡易裁判所に申し立てをいたしまして、支払いの督促の調停を行う。そのための印紙代でございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 都市計画課長池尻昭一君。

○都市建設課長（池尻昭一君） 説明に少し不十分なところがありましたので、補足させていただきます。これは事業費には上限があるということなものですから、例えばアドバイザー派遣については上限が2,500円でございます。診断については15万円でございます。工事については120万円を限度としております。説明が漏れて申しわけありませんでした。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） まず、10ページの歳入の部分の目の商工使用料、観光物産センター使用料16万8,000円がふえておりますけれども、どういう部分で収入があったのか。その内容についてお聞かせいただきたい。

それから、17ページの商工費商工総務費の補正額351万1,000円、職員の人件費ということでございますけれども、この内容についてお聞かせいただきたい。

4番の観光費の観光振興費55万7,000円、5番の観光施設費、龍門の滝周辺施設管理費31万5,000円、この4点の内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） 10ページの観光物産センター使用料16万8,000円でございますが、これにつきましては観光物産センター、4月から直営でやっておりますが、物産等の販売につきましても今までどおりやるということで、物産振興会と契約をいたしまして1月1万4,000円、12月ということで16万8,000円を計上したわけでございます。

続きまして、17ページ、観光振興費の55万7,000円につきましては、龍門の滝ライトアップ工事の負担金でございます。この内訳を申しますと、本体工事が32万2,000円、非常に歩道が暗くて危険ということで足元のあかりの工事ということで16万7,000円、それに木が非常に生い茂ってございましたので、伐採工事ということで6万8,000円、合計いたしまして55万7,000円でございます。

次の龍門の滝周辺施設管理費の31万5,000円、ただいまのライトアップと同様な形になりますが、降りていく散策道の手すりが、本来もっと早く修理するべきでございますが何点か危険な箇所がありましたので、修繕工事一式ということで31万5,000円。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 人件費のほうは総務課の管轄でございますので、総務課からお答えいたしますが、先ほども言いましたように、今回当初予算後の人事異動に伴う職員の精査をしております、その実態に合った給与支払額にしておりますので差が出ております。今回、商工総務費につきましては、人数はわかりませんが、額がトータルで351万1,

000円ほど増しておりますけれども、これは給料の高い方が動いてきたという結果でございます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 10ページの観光物産センター使用料、これは物産振興会から月1万4,000円で12カ月で16万8,000円入る予定だという説明があったんですが、物産振興会は2年ほど前に前の南那須観光協会に合併されているわけなんです。物産振興会というのはないわけなんです。それがこの4月から今度は烏山の観光協会と合併して那須烏山市観光協会になっているんですが、この物産振興会なるものは新たにできた。1回吸収したものをまたつくるといふことになると、時代の逆行になるのではないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） ただいまご指摘のように、旧南那須観光協会の中に物産振興会がございまして、合併をするということでそれを観光協会の中に吸収したという経緯がございまして、今回の物産振興会はちょうど名前が、先ほどの説明が名前のほうについて物産振興会というよりは、従来どおりあそこのこぶしの牛乳やら、いろいろな旧南那須の農産物等をあそこで販売をするのが必要だろうということになりまして、急遽何人かの方をお願いしまして、物産振興会というか組織をつくっていただきまして、市のほうと契約を結んだということでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） そういうやり方でよろしいんでしょうか。市のほうは何人かに話をしている。やはりそれであれば、一たんこの物産振興会は2年前に吸収しているわけです。それをまた市のほうで何人かをお願いしてまたつくるといふやり方、そういう手法が私はいかなものなのかなと。つくるのであれば、やはり市全体の物産にかかわる方々に声をかけて、新たに物産振興会というのをつくるといふのであればいざ知らず、何人かに声をかけてというやり方でよろしいんでしょうか。収入があることはいいことなんです、どうなんでしょうか、その辺。別にそういうことは大丈夫なんですか。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） ご存じのように観光物産センターは指定管理ということで不調に終わったということございまして、非常に期間もなく、あの物産センターをオープンするということで商工観光課、いろいろ検討いたしまして、何人かという先ほどの私の言葉も若干語弊があるんですが、旧南那須町の今までの入っていた方に声をかけて、何とかこの物産

センターを同じようににぎわいのある物産センターにしたいということでやらせていただいております。ご指摘のように、若干やり方についてはまずい点はあったかと思いますが、ご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 平成20年度につきましては、1年間ということで今まで入っていた業者の中から、月々物産の販売をお願いしたという経過でご理解を賜りたいと思います。今後平成21年度につきましては、9月1日から新たに指定管理者制度を公募してございます。したがって、その物産販売については広く那須烏山市からそういった指定管理を受けた方は、その物が売れるようにそういった体制にすべきだろうと思っておりますので、物産につきましては広く那須烏山市の物産を取り扱うように指定管理者にはお願いするということです。（「それを運営するために市の委託職員を今頼んでいるんじゃないですか」の声あり）

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 私は1点だけ質問させていただきたいんですが、19ページの寄附金なんですが、総務費4万円ですね。ふるさと応援寄附金、37万円入っているんですが、これは何人の方から寄附があったのか。

それともう一つ言いますと、これはちょっと予測なんですけれども、どのぐらいの年間寄附を考えているというのは大変失礼なんですけど、そういう思惑があるのかどうか伺うものであります。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） ふるさと応援寄附金につきましては先ほどの市長提案のとおり4名、匿名の方が2名、朝信さんと小鍋さんという方から、合わせて4名の方から計37万円、予算額どおりですね。年間どのぐらい見込んでいるかということでありますが、これはちょっと見込めないのをごさいますて、現在市のホームページとかいろいろな観光PRとかそういう機会をとらえて、あわせてPRしておりますけれども、年間どのぐらい見込めるかというようなことにつきましては、未定だということでお許し願いたいと思います。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 県を初め各市町村も相当これを、最初は県は乗り気ではなかった。しかし、最近はやはり自主財源を集めるために力を入れているようですけれども、各市町村もばらつきがあるようですが、結構そういう中ではコマースルをしているというんですか、我々にも寄附をお願いをしたい。ふるさと税で対応できるんですよという話もしているようですから、ぜひとも力を入れて自主財源の1つとして頑張っていただきたい。トップセールスだ

と言っている市長を初め今回副市長も決まったようですから、力を合わせて頑張ってくださいねと思っておりますので、ぜひとも期待をしておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 自主財源の確保についてはかねてから一般質問をいただいている議員ご指摘のとおりでございますので、ふるさと納税基金あるいは過日全員協議会で説明させていただきましたホームページを初めとする広報紙媒体とする広告料、あるいは今あったふるさと納税基金、できるところはトップセールスも含めてやっていきたいと思っております。

あらゆる機会を通じてあいさつの中にも極力そのようなことを入れておきまして、そのような啓発にとりかかっているところでございます。今後とも職員を挙げて対応していきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 一般会計補正予算についてお聞きします。1点だけです。18ページ土木費3目の道路新設改良費です。市道田野倉曲畑線の工事費を減額して補償及び補てんに充てたようなんですが、該当路線でそのようなことがあったのでしょうか。

○議長（水上正治君） 都市建設課長池尻昭一君。

○都市建設課長（池尻昭一君） そのとおりでございます。田野倉曲畑線については、事業が1本なものですから、そういう形で表現されます。事業の内容については、先ほどご説明申し上げましたように、測量試験費、用地費、補償費に充当させていただいて、後年度の事業の円滑化を進めるということで、今回工事請負費を減額させていただいております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 先ほど滝のライトアップということで設備費を入れて約80万円、これはランニングコスト、電気代が入っているのかどうかわかりませんが、サミットでも言われていますように地球的規模で消灯しようということの中で、土日ずっとライトアップしている。果たして費用対効果があるのかどうか。やるのであれば、例えば山あげ祭の間だけとか、いかんべ祭りの間だけとか、紅葉の時期とか、ちょっと待てよというような意見が出なかったんですか。お聞きしたいと思います。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） ただいまのご質問、龍門の滝、本市の景勝地としまして広く内外に知れております。この龍門の滝をライトアップすることによりまして、滝の新たな魅力を多くの方々に知ってもらい、地域の活性化につなげてもらうという目的でございまして、世界的には確かに消灯とかそういう流れではございますが、地域の活性化ということでありま

して、観光協会の理事会でほとんどの理事が賛成をしております、ただいま費用対効果ということで、ご案内しましたように基本的に7月、8月の土曜、日曜、祝日、また山あげ祭時、8月はそれにお盆のときということで、今回8月31日で終了でございます。また、12月に暮れからお正月にかけてやろうということでございます。

ちなみに、費用対効果のお話が出ましたが、入館者が二度入った方とかいろいろありますが、具体的に言いますと7月、8月、25日までの集計でございますが、平成19年度は全部で18日間でございますが、平成19年度は5,028人でございます、今回は平成20年度5,966人、約938人ほどふえております。また、物産の売り上げでございますが、この18日間で平成19年度につきましては51万8,905円、これが平成20年度は81万7,775円ということで、29万8,270円ほどふえております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 設備費を入れて80万円以上かけて、果たしてこれでよかったのか。実はそういうところで比較と検討と私はいつもそう言っているんですが、ちょっと待てよという声が当然出るべきなんです。私はこれだけ見たって全然費用対効果なんかないと思っています、はっきり言いますと。ですから、今後は正月もやりたいということなんです、果たして来るのかどうか。私はそんなに観光としての効果はないと思っていますので、そういう意味でも先ほどの地球的規模でもエコだとか消灯だとかということで、エネルギーを余分なところに使うなというようなことをやっているわけですから、例えば滝の落ちる水を利用して発電でもして、それでおこしているんだとかいうのでしたら、すごいなとかあると思うんですが、いろいろそういう点でもちょっと待てよというような声が出てきていいのかなと思っています。

以上です。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 確かに松本議員おっしゃっているように、費用対効果もあろうかと思えます。そんなこともあろうかと思えますが、那須烏山市の観光を進めるためにはあそこも昼間だけではなく夜の魅力とかそういうものもアピールすべきだろうと思っております。なお、ライトアップに直接費用がかかりましたのは55万何がしではなく、32万2,000円でございます、そのほかに本来やるべき足元の工事とか伐採とかそういうことも含めて55万5,000円だということもひとつご理解賜りたいと思えます。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 5,966名、これは昼間のお客さんも入れての話なんでしょうか。ライトアップだけのお客さんの話なのか。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） ただいまの人数は1日延べでございますから、昼間の人数も入っているということでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 以上で、質疑を打ち切って、議長において議事を進行してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

それでは、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号から議案第7号までの7議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第1号から議案第7号までの平成20年度那須烏山市一般会計補正から特別会計、事業会計7議案のうち、一般会計の賦課徴収費の中の個人住民税を本人の了解もなく年金天引きするシステムをつくることには反対でございます。介護保険や後期高齢者の保険料についても同様なことがやられておりまして、私はこの問題についてはどうしても同意できない。それ以外のものについては必要な補正だというふうに思いますので、この件については反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） ほかに討論がございませんので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第14 議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君） 起立多数。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時18分

再開 午後 4時31分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。日程第21 議案第15号 那須烏山市決算の認定並びに日程第22 議案第16号 那須烏山市水道事業決算の認定については、いずれも平成19年度決算

でありますので、一括して議題としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

◎日程第21 議案第15号 那須烏山市決算の認定について

◎日程第22 議案第16号 那須烏山市水道事業決算の認定について

○議長（水上正治君） 日程第21 議案第15号、日程第22 議案第16号の決算の認定を一括して議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第15号並びに議案第16号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第15号は、平成19年度那須烏山市一般会計及び特別会計決算の認定についてであります。決算の概要を申し上げます。2町が合併し約3年が経過をしようとしたしております。この間、新市建設計画に基づき、事務事業の一体化と旧町の枠を超えた市民の融和融合を図りながら、まちづくりを進めてきたところでございますが、平成19年度に策定をみました本市の最上位計画であります那須烏山市総合計画の施策の実現に向けて、各種事業の展開を行っているところであります。

このような中で、本市の平成19年度決算は歳入における市税収入は税源移譲や景気回復基調を受けて、若干の伸びとなったものの、地方交付税や地方譲与税が減額となりました。また、合併関連の道路整備事業の実施により、国庫支出金及び合併特例債が増額となりましたが、今後とも財源の確保には努力をしまっている所存であります。

一方、歳出面におきましては、合併関連経費の確保や、少子高齢化に伴う扶助費や繰出金の急増、さらには公債費の増嵩などにより引き続き厳しい財政運営を強いられております。

しかしながら、住民に身近な行政サービスを提供する市の役割は一層重要となり、公平で安心な行政サービスを維持するとともに、保健、福祉、医療への対応、さらには地域経済の活性化や雇用の創出など、地域の課題にも積極的に取り組むことが求められています。

このため、平成19年度は昨年に引き続き那須烏山市としての一体感の醸成と均衡ある発展を図るための合併関連事業を実施するとともに、少子高齢化対策、生活保護などの福祉の充実、学校統合を中心とした教育改革関連事業などに重点的に取り組み、市民の要請に的確に対処し、

一層の市民福祉の向上に努めたところであります。

平成19年度の一般会計決算の状況でございますが、歳入総額117億7,233万3,933円、歳出総額114億1,119万6,217円、歳入歳出差引額3億6,113万7,716円、翌年度へ繰り越すべき財源7万3,000円、実質収支額3億6,104万4,716円、決算処分として財政調整基金への積立額2億円、平成20年度への純繰越金1億6,106万4,716円、また予算額116億3,931万2,000円に対する収入済額は117億7,233万4,000円で、収入率101.1%となります。支出済額は114億7,098万6,000円でございます、支出率98.0%となっております。

歳入についてでございます。市税は32億2,059万4,000円となり、前年度と比較いたしますと3億1,571万9,000円、10.9%の増となりました。これは景気回復に加え、税制改正等に伴う市民税が増収となったことが主な原因であります。

地方譲与税におきましては、税源移譲に伴い所得譲与税が皆減となり、57.8%の大幅な減となりました。地方交付税については、国の総額が対前年度費で4.4%減少したこと、そして普通交付税が税源移譲、定率減税廃止に伴う収入増による4.0%減したこととともに、特別交付税は市町村合併包括分等の経費算入減により7.7%の減額となりました。これによりまして、平成19年度地方交付税39億2,334万3,000円となり、1億8,604万円、4.0%の減であります。

本市は合併団体のため、10年間の特例措置として一本算定と合併算定外を比較して有利な額が交付されておりますが、地方交付税は毎年削減をしておりますので、今後もこの傾向が続くものと危惧をいたしているところであります。

国庫支出金及び県支出金は、新たな道整備交付金を受け、合併市町村補助金や畜産基盤再編総合整備補助金の増に伴い大幅な増額となっております。財産収入は東京都調布市の市有地を売却した3億5,215万円があり、大幅な増になっております。

繰入金は老人保健及び介護保険特別会計並びに奨学基金、富士見台工業団地基金からの繰入となっております。

市債は総額8億7,631万1,000円で、主なものは臨時財政対策債、合併特例債、辺地対策債などですが、前年度にあった減税補てん債分が皆減し、臨時財政対策債が減額になりましたが、合併特例債の大幅な増により1億3,061万1,000円、17.5%の増額となっております。

歳出の主なものは、2款総務費において、市総合計画及び地域情報化計画の策定事業、南那須庁舎整備と旧野上小学校の修繕及び税償還金の大幅な増額、また職員削減を推進したことによる勸奨退職者12名分の退職手当組合負担金が増額となりました。

3款民生費はこども館を整備し学童保育施設の拡充を図り、子育て支援対策を積極的に推進してまいりました。主な項目は、地域活動支援費、児童手当交付金や障害者等支援給付費及び国民健康保険特別会計繰出金などとなっております。

4款衛生費の主なもの、水道事業会計繰出金、塵芥・し尿処理費、病院費などの広域行政負担金、浄化槽設置整備費及び健康診査事業費などがあります。

6款農林水産業費につきましては、畜産基盤再編総合整備事業や県営ふるさと農道及び土地改良事業費等となっております。

7款商工費は、観光施設の指定管理者制度により、各施設の効率的な管理、運営に努めました。また、ソフト事業としての産学連携事業及び企業誘致委員会やまちづくり研究会の所要額を執行したところであります。

8款土木費においては、地域住民の生活基盤の充実を図るとともに、合併後の市民の一体感の醸成に資するため、合併特例債を活用した野上愛宕台線、鴻野山小倉線、都市計画街路公園通り線、野上神長線などの道路整備及び田野倉曲畑線にかかる辺地道路整備事業が主なものとなっております。また、道路維持管理費を計上した危険箇所対策、舗装復旧、側溝整備を実施し、安心・安全な生活基盤整備に努めてまいりました。そのほか、都市計画マスタープランを策定させていただいております。

9款消防費は、消防車購入や消防車庫整備、消火栓設置など、消防施設の整備に努めたところであります。

10款教育費は、サタデースクールや東小学校と境小学校統合事業、教育情報ネットワーク整備事業、ALT配置や小学校低学年支援のための非常勤講師を配置するなど、教育環境の整備を重点的に推進しました。また、長者ヶ平遺跡調査も順調に進めております。

12款公債費は、元利償還金13億9,402万5,000円となっております。

その他、3月31日現在の那須烏山市の公有財産でもあります土地、建物、山林、出資による権利、物品の状況、基金の残高状況等については、決算書に附属資料として添付をいたしました財産に関する調書及び行財政報告書のとおりであります。

続きまして、国民健康保険特別会計につきましてご説明を申し上げます。

国民健康保険税の運営は年々厳しくなっておりますが、国民健康保険財政の健全な運営に意を用いながら、地域住民の医療の確保と健康増進に努めてまいりました。平成19年度の平均世帯数は6,556世帯、平均被保険者数は1万3,800人です。

国民健康保険特別会計は、事業勘定と診療施設勘定の2つの勘定がございますので、まず、事業勘定からご説明を申し上げます。歳入決算額35億4,901万4,245円、歳出決算額33億6,747万2,977円、歳入歳出差引残額は1億8,154万1,268円でございます。

す。このうち1億円を国民健康保険財政調整基金に積み立てをいたしました。

歳出の主なものは、保険給付費、老人保健拠出金及び介護納付金でありまして、歳入の主なものは国民健康保険税、国、県支出金、療養給付費交付金及び繰入金等でございます。今後もお一層厳しさを増す国民健康保険財政の健全運営が図られますよう、平成20年度から国民健康保険税の税率の改定を行いましたが、国民健康保険税の収納率向上対策や医療費適正化の推進にお一層の努力をいたし、健全な運営を図ってまいる所存であります。

次に、診療施設勘定であります。歳入決算額9,962万7,415円、歳出決算額9,040万9,163円、歳入歳出差引残額は921万8,252円でございます。診療収入につきましては、昨年度との比較でも1%の減額となっており、受診者数につきましても6.4%の減となっております。

診療所は地域住民の医療の確保と健康増進に果たす役割は大なるものがありますので、各位のご理解とご協力を賜りながら、健全な運営に努めてまいる所存であります。

なお、本案は、過般の那須烏山市国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ております。

続きまして、熊田診療所特別会計についてご説明を申し上げます。熊田診療所の運営は、独立採算の姿勢を堅持し、地域医療の充実を第一に考え健全運営に努めてまいりました。平成19年度の決算額については、歳入決算額が6,740万9,217円、歳出決算額が6,141万5,704円、歳入歳出差引額は599万3,513円でございます。このうち300万円を熊田診療所運営基金に積み立ていたしました。

診療収入につきましては、前年度との比較で1.9%の減額となっておりますが、受診者数は7.7%の増加となっております。診療所として、地域住民への果たす役割は大きく、今後とも健全な運営に努めてまいる所存であります。

続きまして、老人保健特別会計につきましてご説明を申し上げます。老人保健特別会計の運営にあたりまして、老人医療受給者の健康保持及び医療費の支出等、老人保健法に基づく事業を実施してきたところであります。

平成19年度の決算額については、歳入決算額が28億4,865万4,312円、歳出決算額が28億253万1,632円、歳入歳出差引残額は4,612万2,680円でございます。歳出の主なものは医療給付費で、歳入の主なものは支払基金交付金、国、県負担金及び一般会計繰入金であります。

平成20年度からは後期高齢者医療制度に移行したために、今後は本年3月診療分の支払いと清算業務関係の予算執行となります。

続きまして、介護保険特別会計についてご説明を申し上げます。平成18年度介護保険法の

改正により、介護制度全般にわたり見直しがなされましたが、平成19年度はその制度に即し策定をされた第3期事業計画の第2年度として、総合的な介護及び支援サービスの給付、地域支援事業に取り組んでまいりました。

決算額については、歳入決算額は19億4,547万4,762円、歳出決算額は18億7,281万8,873円、歳入歳出差引残額は7,265万5,889円であります。差引残額のうち介護給付費準備基金として3,700万円を積み立て、残りの3,565万5,889円を繰越金として平成20年度へ繰り越しをするものであります。予算額に対する収入済額は101.4%、支出済額は97.6%であります。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費の国、県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。また、歳出の主なものにつきましては、保険給付費が91.2%を占め、介護予防のため地域支援事業費が0.9%、その他通常業務に必要な経費となっております。

平成20年3月末現在の要介護及び要支援認定者は1,204名で、65歳以上の高齢者の14.6%にあたり、前年同期と比べまして0.4%の微増となっております。そのうち58.8%の方が在宅サービスを利用しており、施設利用者は23.7%、サービスを利用していない方が17.5%という状況でございます。

なお、介護予防事業の対象となる特定高齢者は平成19年3月末で576名となっております。これらの方が今後要介護状態に移行しないよう、地域支援事業の核となる地域包括支援センターを中心に介護予防事業の充実を図るとともに、高齢者が住みなれた地域でいつまでも健康でいきいきと暮らしていけるよう、今後とも事業の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

次に、平成19年度的那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、ご説明を申し上げます。

農業集落排水事業につきましては、農村地域の生活環境の改善及び快適な水環境を保全するため、興野地区において平成12年1月に供用を開始し、以来、施設の適正な維持管理及び水洗化率の向上に向け努力をしてまいりました。平成19年度末現在の水洗化率は78.86%であります。

決算額を申し上げます。歳入決算額5,849万423円、歳出決算額は5,637万2,068円、歳入歳出差引残額は211万8,355円でありました。歳入の主なものは農業集落排水事業使用料、加入金、一般会計繰入金、市債等であります。歳出の主なものは建設事業に係る地方債の元利償還金、水処理センター施設の維持管理費等であります。

次は、那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定についてご説明を申し上げます。下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域の水質を保全する目的で、南那須地区で

は特定環境保全公共下水道が平成10年3月に、烏山地区では公共下水道が平成15年3月に供用開始されたところであります。

以来、計画的に整備を進め、平成20年3月末で2地区あわせまして全体計画336ヘクタールのうち140.8ヘクタールの整備が終了いたしまして、整備率は41.9%であります。

平成19年度につきましては、下水管渠の整備と施設の適正な維持管理、水洗化の促進等事業の推進に努めてまいりました。

決算額を申し上げます。歳入決算額4億4,860万1,962円、歳出決算額4億3,643万5,310円、歳入歳出差引残額1,216万6,652円でありました。歳入の主なものは下水道使用料、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、市債等であります。歳出につきましては、水処理センターの維持管理費、管渠工事費及び建設事業に係る地方債の元利償還金等が主なものでございます。

建設改良につきましては、烏山地区において管渠築造工事、舗装復旧工事等を実施いたしました。

次に、那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について説明を申し上げます。建設改良では老朽化をいたしました興野簡易水道の取水ポンプ取りかえ工事を実施をし、水道水の安定供給を図りました。

経営面では公営企業経営健全化計画を作成し、高利率の企業債の公的資金補償金免除繰上償還を実施をし、低利率の民間資金債に借りかえを行い、建設利息の軽減に努めてまいりました。

また、水道料金未納者への滞納整理では、上水道事業と連携をして給水停止を実施し、徴収率の向上に努めてまいりました。

業務では平野簡易水道事業を平成20年4月に上水道事業へ統合するため、県知事に同事業の廃止届を提出いたしました。

経理では、企業債の繰上一括償還のため歳入歳出ともに増額となりました。

向田簡易水道事業ほか4つの施設維持管理に努め、水道水の安定供給と生活環境の改善を図りました。

歳入決算額1億6,225万5,304円、歳出決算額1億5,563万2,238円でありました。歳入歳出差引残額は662万3,066円であります。歳入の主なものは水道使用料、一般会計繰入金、繰越金、借りかえ債等であります。歳出の主なものは、職員人件費、簡易水道施設維持管理費、市債元利償還金等でございます。

議案第16号は、那須烏山市水道事業会計決算の認定についてであります。行財政集中改革プランに基づき、平野簡易水道を上水道へ統合するため、志鳥平野地内の配水、送水管布設工事及び送水ポンプ設備工事を実施し、平野地区の水道水の安定供給と施設の効率化を図ってま

いりました。

建設改良につきましては、野上地内配水管布設工事や金井地内、田野倉地内配水管布設替工事を実施し、配水管路網整備や老朽管の更新を行い、水道水の安定供給に努めてまいりました。

国、県等の道路工事に伴いまして、志鳥、大里地内の配水管布設替工事も行っております。さらに、老朽化設備更新のため4箇所の水道施設の各ポンプ取りかえ工事を実施いたしました。

その結果、3月末日までの営業実績は、給水件数8,626件、給水人口2万5,014人、有収水量262万9,753 m^3 、1日最大配水量1万1,055 m^3 となりました。

収益的収支につきましては、消費税抜きで水道事業収益6億880万6,153円、水道事業費用は6億1,114万8,474円でございます。この結果、当年度純損失は224万2,321円の赤字となりました。

資本的収支につきましては、収入額4億5,730万38円に対し、支出額は6億9,308万984円となりました。差引不足額は2億3,578万946円で、過年度分損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上、平成19年度那須烏山市一般会計、特別会計及び水道事業決算についてご説明を申し上げます。慎重審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議は予定された案件が残っているため、延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は延長することに決定いたしました。

次に決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員岡 敏夫君。

〔代表監査委員 岡 敏夫君 登壇〕

○代表監査委員（岡 敏夫君） 代表監査委員の岡でございます。決算の審査にかかる意見書についてご報告申し上げるわけですが、実は私は今、声帯を痛めておりまして声が思うようにならないのでございます。したがって、聞きづらい点があるかと思いますが、お許しをいただきたいというふうに思います。

それでは、お手元に配付されていると思いますが、決算の意見書について私のほうからご報告申し上げたいと思います。資料に基づき説明申し上げます。

平成19年度那須烏山市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金等の運用状況を審査

した結果を報告したいと思えます。

審査の期間等あるいは場所についてはここに書いてあるとおりでございます。

審査の対象につきましては、平成19年度の一般会計の決算、それと国民健康保険特別会計、7つの特別会計についてでございます。審査の方法については、関係課長、関係の職員の方からご説明を受けながら審査したところでございます。

決算の概要でございますが、各会計の決算状況ということで、以下記載のとおりでございますが、各会計ごとの状況につきましては、2ページにそれぞれ会計ごとに表になってございますので、ごらんいただきたいと思えます。

各会計ごとにご説明を申し上げたいと思えますので、3ページからご説明を申し上げたいと思えます。まず、一般会計でございますが、財政収支の状況、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額でございますが、翌年度へ繰り越すべき財源も差し引きまして、実質収支額は3億6,106万5,000円となっております。この実質収支額のうち、地方自治法の規定に基づきまして財政調整基金への繰入は2億円となっております。個々の財政収支の状況はこの表に書いてあるとおりでございます。

財政運営の状況についてでございますが、歳入についてでございます。歳入の状況につきましては、ここに書いてあるとおりでございまして、収入済額は予算現額に対して101.1%ということでございます。調定額に対しては90%の収納率になっているところでございます。

収入済額の主なものは地方交付税、市税等が主なものでございます。収入未済額については、12億7,875万円でありまして、前年度と比較し、2億718万1,000円減少しているということでございます。歳入の状況については4ページの表のとおりでございます。

収入未済額の内容を見ますと、主なものは市税であります。中でも固定資産税が大きく占めているわけでございます。また、不納欠損額でございますが、不納欠損額については4,394万3,000円が生じておりますが、全額市税でございます。なお、手続きにつきましては法に基づきまして適正に処理されているということでございます。

歳出についてでございますが、支出の状況を見ますと、主なものから申し上げますと、民生費、教育費、公債費、衛生費というような順序になってございます。歳出の状況については表のとおりでございます。

地方債の状況でございますが、地方債は平成19年度末現在高が120億8,185万5,000円でありまして、前年度と比較して2億9,114万3,000円減少してございます。

平成19年度の元利償還金は13億9,402万5,000円でございます。平成19年度の地方債の発行状況は8億7,631万1,000円でございます。臨時財政対策債あるいは一般単独事業債等でございます。

次に、6ページで特別会計のほうに入らせていただきます。

まず、国民健康保険特別会計であります。まず事業勘定でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた財政収支は1億8,154万1,000円となっております。実質収支額のうち、国民健康保険、財政調整基金の繰入額は1億円というふうになってございます。

歳入についてでございますが、収入済の主なものは国民健康保険税、国庫支出金でございます。収入未済額は2億2,416万1,000円でございます。現年度分と滞納繰越分がございまして、滞納繰越分が大きく占めてございます。また、不納欠損額1,132万7,000円生じておりますが、これにつきまして手続きについては法に基づいて適正に処理されてございます。歳入の状況については表のとおりでございます。

歳出の状況ですが、支出の状況を見ますと、主なものは保険給付費、老人保健拠出金でございます。歳出の状況については表のとおりでございます。

次に、診療施設勘定でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた財政収支は921万8,000円となっております。歳入について収入済額の主なものは診療収入8,141万5,000円が大部分を占めているところでございます。歳入の状況は表のとおりでございます。

歳出について支出の状況を見ますと、総務費5,323万6,000円、医業費3,501万3,000円で97.6%を占めている状況でございます。平成19年度末現在の地方債残高は1,531万1,000円というふうになってございます。

次に、熊田診療所特別会計でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた財政収支は599万4,000円となっております。この実質収支額のうち熊田診療所運営基金繰入額は300万円というふうになってございます。歳入についてでございますが、収入済の主なものは診療収入、繰入金等でございます。歳入の状況については表のとおりでございます。

歳出については、支出の状況を見ますと、主なものは総務費、医業費となっております。

次に、老人保健特別会計でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた財政収支は4,612万2,000円となっております。歳入について収入済額の主なものは支払基金交付金、国庫支出金等でございます。その状況は表のとおりでございます。歳出について、支出の状況を見ますと、医療諸費が大部分を占めている状況でございます。歳出の状況は表のとおりでございます。

次に、介護保険特別会計でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた財政収支は7,265万6,000円となっております。このうち、介護保険財政調整基金の繰入額は3,700万円というふうになってございます。歳入についてでございますが、収入済の主なものは支払基金交付金、国庫支出金、保険料、繰入金等でございます。収入未済額は490万円で

ございます。不納欠損額125万8,000円生じておりますが、これも法に基づき適正に処理されております。歳入の状況は表のとおりでございます。

歳出について支出の状況を見ますと、保険給付費が17億813万円と91.2%を占めております。歳出の状況は表のとおりでございます。

次に農業集落排水事業特別会計であります。歳入総額から歳出総額を差し引いた財政収支は211万8,000円となっております。歳入について収入済額の主なものは繰入金、市債、使用料及び手数料となっております。収入未済額は使用料及び手数料46万7,000円となっております。歳入の状況は表のとおりでございます。

歳出でございますが、支出の状況を見ますと、公債費、総務費等でございます。平成19年度末現在の地方債の残高は4億114万9,000円となっております。

続きまして、下水道事業特別会計でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた財政収支は1,216万7,000円となっております。歳入でございますが、収入済の主なものは繰入金、市債、国庫支出金等でございます。不納欠損は1万9,000円を生じておりますが、これも適正に処理されているところでございます。歳入については表のとおりでございます。

歳出については中身を見ますと、主なものは事業費、公債費等でございます。平成19年度末現在の地方債残高は27億8,191万1,000円となっております。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた財政収支は662万3,000円となっております。歳入について収入済額の主なものは水道事業収入、繰入金等でございます。収入未済額3,781万1,000円で、前年度と比較しまして159万8,000円減少となっております。歳入の状況については表のとおりでございます。

歳出について見ますと、主なものは公債費、総務費等でございます。平成19年度末の現在の地方債残高は7億3,679万5,000円となっております。

次に、財産の管理状況、公有財産でございますが、公有財産の主な増減につきましては、行政財産の土地が前年度比45平米、建物が9平米増加しております。これは平野簡易水道の給水区域を上水道に統合するため送水ポンプ小屋を新設した用地と建物でございます。なお、日光杉並木オーナー制度により2本所有しているという状況でございます。その状況、土地及び建物、山林等については表のとおりでございます。

それから、一般会計及び特別会計の基金の運用状況でございますが、基金は目的別に4金融機関に分散し、定期預金を主体に運用しているところでございます。地域振興基金や奨学金の一部については利子運用を目的に国債で運用したり、効率的な運用を図っておられます。また、リスクにも配慮しており、管理は適正というふうに見ております。平成19年度末の基金の現在高は表のとおりでございます。

最後のページになりますが、審査結果及びその意見でございますが、今回審査に付された平成19年度の各会計の歳入歳出決算書、各会計の歳入歳出事項別明細、実質収支に関する調書の計数を審査した範囲の結果では、適正かつ正確であり、予算の執行状況及び事務処理についてもおおむね適正かつ効果的に執行されていると認められます。

基金についても先ほど申し上げましたように、一部国債で利子運用を行うなど効率的に運用されておりまして、また目的別に4金融機関に分散するなどリスク管理面も配慮され、適正と認められました。

ここで、いろいろ審査した過程の中で気がついた意見として申し上げたいと思います。

まず、市税及び使用料等でございますが、市税はもちろん国民健康保険税も含めますが、あるいは使用料、これは市営住宅使用料あるいは簡易水道使用料、保育料負担金等いろいろございますが、その収入未済額は多額に上っております。これは本市の財政状況を勘案しますと、自主財源の確保という問題が大きく問題になろうかと思っておりますので、そういったことから自主財源の確保あるいは公平負担の原則、受益者負担の原則ということを踏まえまして、やはりもっと徴収の努力が必要だろうというふうに考えます。

したがって、関係部署のみに限らず、全庁的な取り組みの体制をもっと強化をして、徴収体制の強化を図っていただきたいというのが気がついたところでございます。既にそういった取り組みもなされているようですが、さらなる努力のほうをお願いしたいと思います。

公共施設の統廃合の問題ですが、小中学校の統廃合の問題が大きな問題としてクローズアップされて、計画的な推進が望まれているところでございますが、そのほかの公共施設にありましても、合併の経緯からどうしてもやむを得ない部分はあるにしても、旧烏山地区、旧南那須地区で同様な公共施設があります。こういったものについては、統廃合を進めることによりまして施設の充実あるいは効率的な運営が可能というふうに思われます。したがって、こういったものについても方向づけを早目に検討なされて、早目に市民の方にお知らせをして実施方策に移していただくということがいいのかなというふうに考えますので、その点についても検討をお願いしたいと思います。

それから、補助金等のあり方についても、検討委員会等を設けられましていろいろ検討なされているようでございますが、さらにまた精査をして検討していただければというふうに思います。

それから、各種事業計画の見直しもやはりそのときどきによって必要だろうと思っております。とりわけちょっと気がついたところでは、公共下水道の関連で加入率が極めて低い状況が見受けられました。これらにつきましては、導入そのものがどうだったのかと問われかねない問題もありますので、やはり加入促進に努めていただきたいということと、今後の事業計画について

も決まったものということではなくて、見直し検討も必要だろうというふうに考えたところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

文章化にはしなかつたんですが、参考意見としてちょっとつけ加えさせて申し述べさせていたゞきたいと思ひます。

各種委員会等で研修視察ということで視察をされることがある。その場合において、委員を連れていくわけですから、何人かの方、その場合にはワゴン車を使って職員の方が運転をして目的地に行くということでござひます。これは職員の方は一般乗用車であれば今は皆免許ですから、だれも大丈夫だと思ひますが、乗車人員が多くなるワゴン車等を使って、大体研修視察ということになれば遠距離になるだろうと思ひます。

したがひまして、道路事情とか目的地に行くまでの間に職員の方は大変負担なのかなど。職員の方は目的地に行つていろいろと準備なり業務もあるわけなので、そういった意味では、職員の方は若干負担になるのかな。経費の節約という点からは理解できるのでありますが、もし方が一にも事故等があつた場合に、責任の所在はどうなるんだろうかという問題が生じないのかどうかということもちょっと気になりましたので、これは文章化はしませんでしたので、あくまでも参考意見として検討していただければありがたいと思ひます。

以上で、審査意見は終わりますが、今後も行財政集中改革プランの推進を図りながら、健全な財政運営に配慮して那須烏山市総合計画ひかり輝くまちづくりプランの着実な達成に努めていただくようお願ひするものでござひます。一般会計と特別会計の決算の意見については以上でござひます。

続きまして、平成19年度那須烏山市水道事業の決算審査意見についてご報告申し上げます。

審査の期日等についてはここに書いてあるとおりでござひます。審査の方法についてはこの5項目に従ひまして審査をやつてきたところでございます。

事業の概要ということで業務の状況でござひますが、平野地区の水道水の安定供給と施設の効率化を図るため、平野簡易水道事業の業務を上水道事業に移行するための工事を実施されたというところでございます。

現在、取水場8カ所、浄水場6カ所、配水場11カ所の施設を稼働し事業を行っているところでござひます。

事業概況の詳細は次のページのとおりでござひます。前年度と比較すると給水人口あるいは給水件数、有収率、普及率についてもいずれも減少している状況でござひまして、全国の状況の平均と比較しても低水準であるということがあります。

次に3ページになりますが、予算の執行状況でござひます。収益的収入の決算額は予算額に対して100.4%の収入率でござひまして、276万1,333円の増加となつてござひます。

収益的収入の状況は表のとおりでございます。

収益的支出の決算額は、予算額に対して97.4%の執行率で、不用額は1,727万9,103円となつてございまして、収益的支出の状況は表のとおりでございます。

資本的収入の決算額は予算額に対して100.2%の収入率で90万5,038円の増加となつてございます。収入の主なものは出資金及び企業債でございます。

資本的支出の決算額は予算額に対して99.8%で、不用額は167万9,016円となつております。決算額の主なものは企業債、償還金等でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する分の額につきましては、過年度分損益留保資金あるいは消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補てんされてございます。補てん後の内部留保資金の残額は8億4,263万6,949円となつてございます。

経営の状況でございますが、総収益に対して総費用が上回つておりまして、差し引き224万2,320円の純損失を計上しております。

収益内容は、営業収益、営業外収益でございまして、営業収益のうち、給水収益が大部分を占めているところでございます。その他営業収益は88万6,000円で、督促手数料等でございます。

次に、費用内容でございますが、営業費用、営業外費用、特別損失であります。営業費用の主なものは減価償却費、総係費、原水及び浄水費でございます。また、営業外費用、うち企業債の支払利息が大部分でございます。

特別損失は、不納欠損処分による費用でございまして、事務処理は適正に行われております。

財政状況ですが、資産総額と前年度末資産額を比較いたしますと1億6,310万9,384円減少してございます。流動資産の内容は現金預金、未収金でございます。負債総額の主なものは営業外未払金、その他流動負債でございます。

資本金総額は前年度と比較して1億6,023万9,625円減少しているところでございます。資本金の内訳は自己資本金、借入資本金、記載のとおりとなつてございます。

なお、繰入資本金は前年度と比較いたしまして5,070万88円増加しております。企業債償還元金の返済として市の一般会計から繰り入れされているところでございます。

借入資本金、企業債につきましては、前年度と比較して2億1,093万9,713円減少しております。当年度の企業債償還元金は5億8,993万9,713円となつてございまして、資産の部の状況については表のとおりでございます。

営業未収金の年度別の内容につきましては、過年度分平成13年度から平成18年度の未収金と平成19年度の未収金を合わせまして2,794万7,470円となつて、その年度別の内訳についてはこれらの表のとおりでございます。負債資本の部の状況については表のとおりで

ございます。

最後の審査結果の意見でございますが、損益計算書、貸借対照表等決算諸表については、法令、会計規程に基づいており、審査の範囲内において正確かつ適正であると認められました。那須烏山市水道事業給水停止処分取扱規程をもとに、未納水道料金の滞納整理を実施して、過年度分収納率が41%アップするなど、その成果を挙げておられます。

また、公営企業経営健全化計画を作成し、高利の企業債の公的資金免除繰上償還を実施し、低利の民間資金債に借りかえを行い、建設利息の低減を図っているなどの点は評価してもいいと思われま。

しかしながら、収益においては給水件数や普及率が減少しておりまして、事業運営も企業債に依存した体質にあるなど、経営状況は非常に厳しいものになっております。今後は一層の経費縮減や有収率、収納率の向上に努め、収益の確保を図りながら、市民のニーズに的確に答えつつ、健全な企業運営に努力されるようお願いするものでございます。

以上で、一般会計と水道事業の決算の審査を私と樋山監査委員の2人でやってきたわけですが、この間におきまして関係課長あるいは関係職員の方から丁寧なご説明をいただきました。ここに感謝を申し上げ、お礼を申し上げたいと思います。

以上で、私からの報告を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（水上正治君） 以上で、市長の提案理由の説明並びに代表監査委員の決算審査の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑については9月5日に行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、平成19年度決算認定の総括質疑については、9月5日午前10時から行うことといたします。

なお、この定例会に受理した陳情書等はありませんが、先の定例会において継続審査になっています国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について及び市道都市計画街路山手通り線1102号線の道路整備に関する請願等についての審査を行い、ご報告をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。大変ご苦労さまでした。

〔午後 5時30分散会〕